

地域と農業

会 報

第 **72** 号

Jan. 2009

Winter

特集

平成19年度

北海道地域農業研究所自主研究

「北海道農業の課題とその発展方向」に

係る第四回研究会報告

社団法人 北海道地域農業研究所

札幌駅から徒歩5分

札幌でのご宿泊なら
いつも安心・快適な

ホテルノースイン札幌
北農健保会館へ

1 冬割ツイン・和室プラン 素泊り

1室2名様以上のご利用で

お一人様

¥2,500~

2 Sルームプラン 限定10室

バス・トイレ付のシングルルームでの
お泊まり 朝食付きのお得なプラン

¥5,000~

3 団体宿泊プラン ツイン・和室限定、料金一括払い

同一日に10名以上で宿泊すると冬季基本料金の10%OFF(2,300円~)

- ・団体宿泊プランはツイン・和室を同一日に1室2名以上でご利用し、合計10名以上の宿泊に適用。
- ・団体宿泊プランは宿泊ポイントの対象にはなりません。
- ・ほかの割引制度との併用は不可。

期間 平成20年11月1日~21年5月31日

旅の疲れを癒す

男性専用

サウナ付大浴場を完備

もちろん宿泊者は無料。早朝6時から夜行
列車、バスで朝札幌に着いてもご利用できます。
ゆっくり休憩できるレストルームもご用意し
ております。

宿泊以外の方のご利用は1,000円となります。

ご利用時間 第一部 6:00~ 9:30
第二部 12:00~20:00

ホテル ノースイン札幌
北農健保会館

〒060-0004 札幌市中央区北4条西7丁目

電話ご予約 011-261-3270 FAX 011-261-3298

<http://www.hokunoukenpo.or.jp/kaikan/>

FC e-Front runners

農産物の品質を支える
新しい「営農支援」。
富士電機の提案です。

モバイル端末を活用するなど、
新しい情報システムが農産物の品質を支えます。

- モバイル病害虫防除支援システム
- 圃場巡回情報管理システム
- 生産者管理台帳
- 圃場管理システム
- 栽培履歴管理システム
- トレーサビリティシステム
- 農地地図情報システム
- 選別施設情報システム

富士電機の営農支援システム

モバイル病害虫防除支援システム
JA長野県営農センター様と共同開発
7月から運用中!

地域と農業

Vol. 72

——目 次——

表紙写真

アスパラ伏せ込み栽培

(新篠津村 新居 剛さん・幸江さん)

提供：乃生 賢一



2

みる
観 察

道民的合意から国民的合意へ

(社) 北海道地域農業研究所 所長 太田原高昭

5

特 集

平成19年度 北海道地域農業研究所自主研究

「北海道農業の課題とその発展方向」に係る第4回研究会
報 告 「有機農業推進法の制定と有機農業推進にかかわる諸問題」

茨城大学農学部 教授・学部長 中島 紀一

46

Essay

お母さんの味「花茶のチャレンジ」

新規就農について思う

「花茶」 小栗 美恵

49

レポート

福島県農業の現段階と農協組織の戦略課題 その2
—JA 伊達みらいにおける営農経済・組織対策—

福島大学 経済経営学類国際地域経済学専攻 准教授 小山 良太

65

連載No.53

あのマチこのムラ地域おこし活躍中
幕別町

(社) 北海道地域農業研究所 専任研究員 須田 泰行

70

お知らせ・掲示板・DATA FILE

観 察

道民的合意から国民的合意へ

(社) 北海道地域農業研究所 所長 **太田原 高昭**

見えてきた農業の将来像

二〇〇八年も北海道農業にとって多難な年であった。サブ・プライム・ローンの破綻に端を発する世界同時不況、原油高による燃料や生産資材価格の高騰、食の安全への信頼の揺らぎ、WTO農業交渉等々、厳しいといえばまことに厳しい情勢であるが、新しい年は発想を変えて、そこからどのような将来が見えているかについて、前向きに考えてみたい。

オイル・ショックの再来といわれた原油高は、食料だけでなくエネルギーの大部分を外国に頼るわが国の経済構造の危うさを明確に示した。安全・安心な国民生活を持続させるためには、食糧自給率の向上だけでなく、エネルギー低投入型の農業への転換が

必要であることが明白になった。北海道が積み上げてきたクリーン農業や自給飼料依存型の酪農が国内農業の本流とならなければならぬのである。

生産資材の高騰への対応についても新しい経験が積まれた。各地でそれに抗議する集会やデモが活発に行われたが、農業者だけでなく漁業者も休漁という非常手段に訴えて生産者の立場を強くアピールした。消費者もガソリン、灯油の暴騰に危機感を抱いた。北海道の特徴はそれらの動きが一つになって農協、漁協、生協の共同署名運動が展開されたことである。一〇〇万を超えた署名は明らかにその後の価格引き下げへの圧力になったし、いくつかの県で同じ署名用紙を用いて同様の取り組みが行われるなどの波及効果もあった。

「買い支え」を始めた消費者

この運動では生協が六五万の署名を集め、最も貢献度が高かった。消費者はこの間の動きの中で食の安全・安心という質の面だけでなく、自給率という量の面でもつよい不安を抱き、それだけ国内農業への関心と期待を強めてきている。私は生協（コープ

さっぽろ）にかかわってきたのでよくわかるが、消費者の意識はいま大きく変わりつつある。



生協はミート・ホープの偽装挽肉や中国製毒入りギョウザをコープ商品として取り扱ってきた。それは安さを求める消費者ニーズに応じるとして、食材調

達のグローバル化が生協においても進んでいたからである。コープさっぽろはこのことを自己批判し、中国製ギョウザの取り扱いをやめ、ギョウザをすべて道産品で作って売り出した。中国製が一個一〇円であるのに対して道産ギョウザの価格は五〇円を下らない。

「果たして売れるか」という不安をよそに高い道産ギョウザは

売れに売れている。いつまで続くのか、不況の影響がどう出るのか、不安はあるが期待もある。それは生協の組合員の間に「道産品を買い支えよう」という声が上がっているからで、消費者は農業や漁業を守ることを行政や政治に任せるのではなく、自分たちの出来る方法でやろうとしているのである。こうした消費者が現れてきたことは明らかにこれまでになかった変化である。農業に巨大な応援団が現れてきた。

財界も協力した道産米の食率アップ

応援団は消費者団体だけでなく。北海道商工会議所の高向会長（北洋銀行会長）は、対オーストラリアFTAについて、関税全廃に反対する農業団体の立場を「中央の財界と一線を劃しても支持する」と言明した。農業サイドには心強い限りだが、これは北海道の経済界が、地域経済の占める農業の重要性をよく理解しているからである。「農家が減れば商店街がもたない」ことをいちばん知っているのは商工会議所の社長さんたちである。

商工会議所は道産米の食率（米消費量に占める道産米の比率）アップにも大きく貢献している。社長さんたちは従業員を集めた朝礼で次のようによびかけた。「内地米を買えばその金は内地に行ってしまうが、道産米を食べればその金は道内に回って、うち

の会社にも来るかもしれない。」ほんの少し前まで三〇%台だった道産米の食率が七〇%まで上昇した陰には、このような多くの人たちの協力がある。内地並の八〇%も近いのではないか。

「米チェン」だけではない。近頃は「麦チェン」のかけ声も聞かれる。輸入小麦の安全性への不安と価格上昇で、このところ道産小麦のパンが売れている。ラーメンは北海道名物なのにカナダ小麦が使われていたが、「道産小麦二〇〇%」を売りにする店が増えてきた。旭川ラーメンは、業界あげて「麦チェン」に取り組んでいる点で札幌の先を行っている。

このような取り組みの前提に道産小麦の品質向上があるのは米の場合と同じである。

北海道の取り組みを全国に発信しよう

道行政も全国にさきがけて「食の安全・安心条例」や「食育推進行動計画」をつくり、こうした動きをバックアップしている。農業者の努力に消費者、経済界、行政が信頼を寄せ、各界が協力して農業を盛り上げようとしている姿は、文字通り「農業についての道民的合意の形成」ではないだろうか。ウルグアイ・ラウンドに際して農業団体が掲げた「国民的合意の形成」が北海道ではいち早く実現したといつてよい。

全国的には、この合意が達成されたとはいえない。しかし、輸入依存への不安と国内農業への期待の高まりの中で、政府も自給率五〇%へと目標を高めるようになった。言っているだけではダメで、この目標をクリアするためには多くのことがなされなければならない。そのとき北海道の経験が大きく役に立つだろう。北海道が自給率二〇〇%を誇るの、決して経営規模は大きいからだけではない。道民がオール北海道で取り組んできたことを全国に向けて発信すべき時である。



平成19年度北海道地域農業研究所自主研究

「北海道農業の課題とその発展方向」に係る第四回研究会

(平成二十年三月二十四日開催)

座長挨拶

年度末の押し寄せまった時期にご出席いただき厚くお礼申し上げます。今日でこの研究会も四回目となりました。これまで農地問題、農協問題、農業生産法人などについて議論してまいりましたけれども、今日のテーマは有機農業です。

皆さんご承知のとおり、行政サイドでは道が二〇〇五年に「北海道の食の安全・安心基本計画」を策定し、これまで推進してきたクリーン農業だけでなく、有機農業も推進していくことになりました。また、後ほど紹介があると思いますが、国会では二〇〇六年に有機農業推進法が全会派の賛成により議員立法で成立しました。つまり、すでに道も国も有機農業を推進しているのです。道は国よりも先行していて、これをクリーン農業と連続性のあるものとして受け止め、

(社) 北海道地域農業研究所 所長 太田原 高昭

すでに試験場で本格的な研究が進められています。また、普及センターではこれに対応できる体制が整備されています。

一方で農協系統はどうかというと、この推進に戸惑っているのが現実なのではないでしょうか。「クリーン農業までは良いけれども、化学肥料や農薬を使わない有機農業の推進は系統にメリットがあるの？」といった意見をよく耳にしますが、要するに系統ではまだこの問題について十分に議論していないので、このような意見が出てくるのではないかと思います。

では農家はどうかというと、有機農業に対する関心を一段と強めてきています。皆さんもご存じかと思いますが、昨日まで三日間にわたって酪農学園大学で有機農業の普及を目的とした「農を変えた

い！全国運動」全国集会在開催されました。今日の報告者である中島先生もこの集会で報告されましたけれども、この集会にはなんと八〇〇人以上の方が集まったんだそうです。しかも、スポンサーはなし。また、出席者の三分の二以上が生産者だったとお聞きしています。研究者よりも生産者の方が有機農業に関心を持っていると言って良いのかもしれませんが。特に若い新規参入者や定年退職後に就農した方は、「有機農業をやってみよう」という傾向が強いのですが、このような現実には農協系統としても無視できるものではないでしょう。避けては通れない重要な課題であるということで、今日は有機農業をテーマに設定したわけです。

報告者の中島先生は昨日までの集会の主催者であり、また日本有機農業学会の設立者であり、その会長でもあられます。有機農業推進法の制定にも尽力されました。一貫して有機農業の推進のために頑張ってこられた方なんです。また中島先生は北海道の動きにもずっと注目されていますので、北海道農業における有機農業の位置づけについてもお話を伺えるのではないのでしょうか。今日は中島先生に大いに語っていただき、その後、皆さんと共に突っ込んだ議論ができればと思っています。それでは中島先生、ご報告をよろしくお願いいたします。

報告 「有機農業推進法の制定と有機農業推進にかかわる諸問題」

茨城大学農学部 教授・学部長 中島 紀一

茨城大学の中島と申します。よろしく願いいたします。今、ご紹介いただいた「農を変えたい！全国集会」を酪農学園大学で開催させていただくことになり、「北海道にお邪魔します」と太田原先

生に申し上げましたら、「他にも話をする機会を作るから」と言われまして、今日、こちらへやってまいりました。お招きいただきどうもありがとうございます。

中 島 紀 一（なかじま きいち）氏



1947年	埼玉県生まれ
1972年	東京教育大学大学院農学研究科修士課程修了
同 上	東京教育大学農学部助手
1978年	筑波大学農林学科助手
1993年	鯉渕学園教授
2001年～現在	茨城大学農学部教授・学部長

【主な共著書】

『食品安全基本法への視座と論点』日本農業年報第49巻（共著）農林統計協会、2003年7月
『食べものど農業はおカネだけでは測れない』コモンズ、2004年
『農業と環境』戦後日本の食料・農業・農村第9巻（共著）農林統計協会、2005年1月
『いのちと農の論理―地域に広がる有機農業』コモンズ、2006年
『地域と響き合う農学教育の新展開』筑波書房、2008年

1. 有機農業推進法の成立過程

太田原先生のお話にもありましたように、有機農業推進法が制定されました。二〇〇六年十二月六日に参議院で議論が始まり全会一致で可決。十二月八日には衆議院本会議でも全会一致で可決。委員会では委員長提案で審議なし。本会議でも審議なしでした。本来ならばもっと議論すべきだったと思うのですが、超党派議員連盟の提案ということ、事前の各農林部会で了解済みとなり、国会では審議なしでした。そのためにも多くの方々がその内容を認識しないまま法律が制定されたという経過がありますので、この法律がどのような主旨で成立したのか、少しご紹介させていただきます。あわせて、有機農業の推進に関する政策的問題についてもお話ししたいと思います。

有機農業推進法は全部で十五条という短い法律です。有機農業推進議員連盟という超党派の議員連盟の提案により制定されました。会員は現在一八〇名弱。会長は自民党の谷津義男先生で、事務局長は民主党のツルネン・マルティさんです。ツルネンさんはフィンランド出身で、宣教師として日本においになった方です。小さな酪農家の生まれで農業後継者だったのですが、弟に農業を押しつけて日本にやって来たとのこと。宣教師として来日したのですが、

転職して俗世界にお戻りになり、翻訳や文学の紹介といった仕事に従事されています。お住いは湯河原で、そこでいろいろな地域活動も行っています。また、これまで民主党公認で何回か参院選に立候補していました。大橋巨泉さんが辞任され繰り上げ当選となり、念願の参議院議員となりました。

国会議員になったからには、皆さんのお役に立たなければならぬ。このことをツルネンさんはミッションと呼んでいますが、要するに国会議員になったんだから国民のお役に立たなければならぬと考えていたのですね。そもそも農家出身で畑仕事が好きだった彼は、家庭菜園を作って有機農業を行っていました。その菜園は本格的なもので、自分が食べる分以上のものを毎年作っています。実際、彼が作る野菜を買って食生活を賄っている人が何人もいるくらいです。それがきっかけとなって有機農業関係者とのお付き合いが始まり、日本では有機農業が評価されていないことを知るのでした。「この人たちが考えていることは真つ当なのに、なんで評価されないんだ」「真つ当なことは社会の中できちんと位置づけられるべきなのに、なんでそうなっていないのか」とツルネンさんは常日頃から思っていたそうです。

そして、ツルネンさんは国会議員になるのですが、その時ミッションとして有機農業の推進を行う決意を固めます。各党を回って

議員に呼びかけ、有機農業推進議員連盟を結成するんですね。もちろん議員の先生方は有機農業に対する考え方がそれぞれ違います。けれども有機農業の理念を見ると皆さん「反対する理由はない」と言うんです。農林族の先生じゃなくても、「自然をベースに命を育てているんです」とツルネンさんが説明すると、「オレは反対だとは言えないな」と返答されるんだそうです。このような根回しは、日本人の議員にはできないでしょうね。ツルネンさんだからこまでやることができたのではないかと思います。

会長は先ほども申しましたけれども、自民党総合農政調査会の会長をされていた谷津先生にお願いしました。実は谷津先生に伺って知ったことなのですが、先生は田中正造とゆかりのある方なんです。先生は館林の出身で、先祖も館林の方なのですが、おじいさんが足尾鉾毒事件の争議に参加していてブタ箱に入れられた経験を持っているんだそうです。その影響で「環境問題は重視する」というスタンスをお持ちなんです。ですから、ツルネンさんの呼び掛けにも積極的に応じてくれたそうです。

議員連盟が結成されたのは二〇〇四年十一月です。その設立趣意書が大変立派でして、そこには「我々は、人類の生命維持に不可欠な食料は、本来、自然の摂理に根ざし、健康な土と水、大気のもので生産された安全なものでなければならないという認識に立ち、自

然の物質循環を基本とする生産活動、特に有機農業を積極的に推進することが喫緊の課題と考える」といった大変格調の高い問題意識が記されています。結成当初、会員数は約七〇名でしたが、先ほど申しましたように現在一八〇名弱まで増加しています。また、有機農業に関する法律の制定が結成当初から目指されていました。

有機農業関連の法律と言うと、皆さんJAS法を思い浮かべるのではないのでしょうか。JAS法は新農基法が制定された一九九九年に大改正があり、その後、二〇〇一年に有機JAS認定制度ができます。この制度は有機農産物の規格基準を国が策定し、それに関して国家管理の認証制度をつくるというもので、当初は小さな専門的制度としてスタートしました。ところが、BSEの発生が相次いだ二〇〇四年以降、いわゆる食の安全が注目されるようになり、二〇〇三年には食品安全基本法が制定されましたけれども、同時に「国が食の安全を認証する制度が必要ではないか」といった意見も出てきたんです。「それならJAS法があるじゃないか」「有機JAS認証制度があるぞ」といった話になりました、これまで試行錯誤で施行されてきたこの制度が重要な施策として注目されるようになりました。

また、ちょうどその頃、農水省の機構改革がありまして、食糧事務所が農政事務所に改組され、農政事務所もJAS法の監視を行う

ことになりました。その関係で農水省は有機JAS法の点検を行ったのですが、そうしたら「この制度の運用は問題が多い」と報告され、以来この制度は厳格管理の方向で動いています。

厳格管理と言ってもわかりにくいと思いますので具体例をお話します。有機農業を行う圃場と慣行栽培を行う圃場の間には、慣行栽培で使用した農薬が飛散しないように境界線を作らなければならぬことになっています。アメリカでは幅一〇メートル以上の境界帯を作らなければならないのですが、日本でそんな幅をとったら圃場がなくなっちゃうケースが多数出てきますよね。

棚田のある地域でも問題が発生しました。棚田のある地域では有機米を作っている方が結構多いんですよ。けれども、掛け流しを行うと水を反復利用しているということでは有機農業として認められなくなるんです。だから生産者は上流の慣行栽培の田から水が入らないようにして何とか対応しているのですが、ある地域では大雨の日には農水省の方が査察に来て「田越しに水が流れているじゃないか」と指摘され認証が取り消しになったというんです。これでは有機米として販売することはできません。契約栽培だったのですが、一般の米として販売せざるを得なくなったそうです。また、有機農業は準備期間が二年必要ですから、再び有機農業を行うとなると二年間は有機米を販売することができません。二年前に逆戻りするのと同

じだということです。これじゃ生産者は途方に暮れてしまいますよね。

それと、土地改良を行ってもダメ。有機認証は取り消されます。こういうことはそもそも想定していなかったんですね。制度の内容を突き詰めていったら、こういう問題に直面したということなんです。

まだまだ問題があります。有機農業をやると皆さん雑草対策で苦労されるのです。その対策は合鴨農法をはじめいろいろなやり方があるのですが、最も普及しているのは紙マルチ栽培なんです。再生紙を田に敷いて、穴を空けたところに稲を植えていくという方法で、これを行うための田植機も開発されています。鳥取大学にいらした津野先生が開発された技術なんです。簡便な方法なので多くの皆さんが採用していました。ところが、「再生紙は製造する過程で化学薬品が使われている」といった指摘があったのです。化学薬品を使用すれば有機として認められませんから、紙マルチ栽培で生産した米は認証できないことになってしまいました。しかし、有機米生産者の三分の二近くが紙マルチ栽培を行っていますから、もし紙マルチ栽培で生産した米がすべて認証取り消しとなったら有機米の生産量は大幅に減少してしまいます。これではまずいだろうということで、来年まで猶予期間が与えられました。それまでに化学物質を

使用しない再生紙を何とか開発しようと、現在、関係者によるさまざまな努力が続いています。

極端な話なのですが、ポテトチップスの袋が圃場に落ちていただけでダメになりかけたことがありました。「雨が降ればそこからいろいろな物質が流れるじゃないか」という指摘なのですが、さすがにこれだけで認証取り消しとなることはありませんでした。厳重注意を受けたとのことですが、こんなやり方では「これじゃやってられないよ」という気持ちを農業者の方々が持ってしまうんですね。農家の実情に合わない厳しい基準が作られて、これが国の食品安全行政の基準だということになれば、「そんなのやってられないよ」「別に認証がとれなくてもいいよ。独自に消費者から信用が得られるような販売ルートを確立するから」と考える生産者が増えていくでしょう。有機JAS制度からの離脱がどんどん進んでいくわけです。

こうした実態を見れば「現行の認証制度だけでは不十分じゃないか」「生産振興をまず第一に考えなければいけないのではないか」といった疑問を持つのは当然でしょう。先ほどお話した議連の皆さんもそうなんです。そもそも議連の皆さんは、このような疑問のみならず「有機認証制度をもっと前向きに運用しようじゃないか」「有機農業を振興していく法制度を新たに制定しなければならぬ

のではないか」という問題意識も持っていましたので、連盟結成当初から有機農業に関する新たな法律の制定を目指していたわけです。

2. 有機農業推進法の概要

しかし、議連の先生方とはかく生産振興を重視した法制度をつくりたいという気持ちだけでした。そこで、どのような法制度を作れば良いのか、私が会長をつとめていた日本有機農業学会にも相談



にいらしたんです。その依頼を受け、学会は有機農業推進法学会試案を作成し、二〇〇五年八月にそれを提案いたしました。その主旨は二点です。まず第一に、有機農業は規格基準があつて、それに基づく設計図に則って行われるものではないんだと。そもそも有機農業は一九七〇年代に有吉佐和子さんが『複合汚染』で書かれたような農薬や化学肥料を使わない食べ物の生産が重要なんだという志に基づいて進められてきた農業のあり方なのだ。そこでははじめに規格基準ありきではない、「思い」を重視しているんだと。有機JAS制度には一番大事な「思い」が位置づけられていないではないか。あらたな法律にはその「思い」、すなわち有機農業の理念をしっかりと明記して欲しいと。これが第一の提案です。

第二に、国は有機農業を支持していることを明記して欲しいと申しました。「有機農業をやっている人は社会的秩序を乱す悪者だ」みたいな言われ方することが結構あったんです。また、有機農業をやっている農業者の子供が学校でいじめられているといった話も聞きました。「良いことをやっているのに、何でこんなひどい扱いをされなければならないんだ。国も『賛成だ』と言って欲しい」と。そう提案いたしました。

このような主旨の試案を作成しまして、二〇〇五年五月、私たちの試案も参考にしていただいて議連として有機農業推進法案をまと

めました。その後、いろいろなやりとりがありまして、二〇〇六年12月に施行となったわけです。

先ほども申しましたように、この法律は全部で15条という短いものなんです。これらのうち、議連の皆さんが最も力を入れて書いてくださったと思われるのが第三条の基本理念なんです。これが一番長いんですね。

その第一項目に、本来、有機農業は良いものであるんだと。それは環境問題を考えれば明らかじゃないかと。だから農家が有機農業をやりたいと言うのであれば、リスクを抱えずに容易に取り組めるように後押しするのが国の役目ではないかと。そんなことが書かれています。

第二項には、消費者は有機農産物を良い食べ物だと評価している。でもなかなか手に入らない。だから、食べたいと思う人に容易に食べてもらえるように、有機農産物の入手のルートをしつかり確立しようではないかということが書かれています。

第三項目には、産消連携の促進を図らなければならないと書かれています。有機農業は有機農産物を生産すれば成立するわけではないんですね。消費者の理解がなければ成立しません。農業の本来のあり方を追求してできた有機農産物を価値ある商品として理解してもらわなければダメなんです。ですから、産消の連携、すなわち人

と人とのつながりが重要なんだということを明記したのです。

第四項目には、農業者の自主性を尊重すべきだと書かれています。有機農業の実践は国が一方的に押しつけているわけではない。農業者が自主的に、すなわち下からの取り組みによって行われているものなんだということです。実は「農業者の自主性」という言葉を使うにあたっては議論があったんです。「有機農業者の自主性」と表現すべきではないかという議論の方がいらしたのですが、「農業者が自主的に有機農業を始めるのだから、有機農業をすでに実践している人だけじゃなくて、農業者全体を対象とした方が良いでしょう」ということで、最終的にこのような表現となりました。

次に第四条「国及び地方公共団体の責務」についてお話ししますが、実はこれがこの法律の目玉なんです。「国及び公共団体は、前条に定める基本理念にのっとり、有機農業の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する」と書かれています。この条項のポイントは、国と地方公共団体が横並びで責務を負うんだということ。それから、国は今まで有機農業を積極的に推進してこなかったけれども、これからはそれを推進するためにこの法律を制定したんだということ。有機農業推進への政策の転換がここでのポイントになっています。

さらに第二項には、「国及び地方公共団体は、農業者その他関係

者及び消費者の協力を得つつ有機農業を推進するものとする」と書かれています。要するに、「国及び地方公共団体は民間とのコラボレーションで有機農業を推進しますよ」ということなんですね。これは画期的だと思っています。これほど明確に民間とのコラボレーションを謳った農業関係の法律は他にないのではないかと思います。

これらの他にもいろいろな規定が盛り込まれています。第六条には「農林水産大臣は有機農業の推進に関する基本的な方針を定めるものとする」と書かれています。都道府県に関しても、推進計画を定めるよう努力すべきと第七条で謳っています。国の基本方針は二〇〇七年一月末に食料・農業・農村政策審議会の生産分科会で審議が始まり、三月末に審議が終了し、四月二七日に当時農林水産大臣だった松岡利勝さんによって公表されました。十二月に法律が施行され四月に基本方針が公表されたわけですから、大変スピーディーに取り組みが進んだと言えると思います。そして、二〇〇八年度から有機農業に関わる施策が初めて推進されることになったわけです。

3. 有機農業の推進に関わる

施策の内容とその課題

二〇〇七年、農水省予算の中に初めて有機農業という名前のついた予算が五、〇〇〇万円計上されました。これは調査費なんです。

本格的な予算は二〇〇八年度に計上されます。現在その審議中でして、おそらく五億円程度計上されるのではないかと思います。そのお金は公募事業を通じて使われることになります。有機農業に携わっている民間の皆さんを対象に公募を行いまして、良い取り組みを行っているのであればそれを政策体系の中に組み入れ、どんどん推進していこうという考えです。国独自でやるのではなく、国が民間に助成をして実施していくことになります。

その核となるのが有機農業モデルタウンの育成を図る地域有機農業推進事業です。これは市町村単位の取り組みが応募することになっています。国は各都道府県に一カ所程度モデルタウンを先行して認定し、その市町村をモデルにして有機農業を普及していきたいと考えているのですが、農水省の方にお聞きしましたら、三月現在八〇地区以上も応募があったそうです。現在、審査が行われているのですが、採択が非常に難しいと聞いております。そもそも奨励事業ですから、「こっちの方があつちよりも良い」といった判断を行うのは適切ではないんですね。ですから、「一地区当たりの助成を引き下げて多くの地区を採択しようじゃないか」といった意見も出ているそうです。最終的に何地区採択されるのかわかりませんが、選定されたモデルタウンでの取り組みが有機農業の普及・推進に寄与するのではないかと思います。

それと、国が基本方針を定めたことについて先ほどお話ししましたけれども、それに基づき五年目までの目標を明記した第一期基本方針も定められました。これによりますと、最初の五年間は有機農業を展開させようという認識ではないんですね。国の政策を有機農業を推進するものに切り替える条件整備段階なんだという認識なんです。いきなり「有機農業を推進しますよ」というと地域の皆さんが戸惑ってしまう。だから五年間は条件整備期間にしたんだというのが国の考えなんです。

また、推進計画の策定に関わって、数値目標を設定するかどうかで議論になりました。学会が作成した試案には、数値目標を設定して有機農業を推進すべきだと書いたのです。ところが農水省から「それは勘弁してもらえないか」と言われてしまいました。「いきなり数値目標を設定しろと言われても、有機農業を行っている農業者がどのくらいいるのか、有機農業が行われている圃場がどのくらいあるのか、農水省は把握してない。だから数値目標は立てようがない」ということなんです。都道府県が推進計画を策定することになって、農水省に各都道府県からいろいろな問い合わせがあったそうなのですが、「うちの県に有機農業を行っている農業者はどのくらいいるのか教えて欲しい」といった質問が結構あってとっても困ったんだそうです。議連での話し合いでも、自民党議員は「農水

省の言っていることはもつともだ」と農水省を支持、共産党議員は「目標を設定しなければ意味がない。それを削れとは何事だ」と反論したそうですが、結局、数値目標は削られることになりました。

では、条件整備期間に一体何をやるのかというと、第一に体制づくりです。これまで有機農業関係者は行政や農協系統と全然コミュニケーションがとれていなかった。行政サイドはどこに有機農業を行っている農業者や団体があるのかも知らない。それでは有機農業の推進は困難だろうということで、体制づくりを目指すことになったんです。その関係で、昨年、行政と民間とのコラボレーションを推進する全国有機農業推進委員会が結成されました。また、現在、「すべての都道府県でもこうした協議会を結成しよう」「市町村でも結成しよう」という話になっています。市町村に於いてはすべてというわけにはいかないでしょうが、五〇%くらいが結成するのではないかと思っています。

第二に技術開発です。一定の技術がなければ有機農業を実践することはできません。そのため、なかなか実践に踏み込めない農業者が結構いるのです。こういった問題に対応するため「大きなリスクを覚悟をしなくても、この程度の技術があれば有機農業ができますよ」といったメニューを作ることです。

第三に有機農業について消費者に理解してもらうことです。消費

者に対しアンケート調査を実施しますと、ガイドラインがやや正しいといった影響もあるのですが、有機栽培よりも無農薬栽培の方が人気があるといった結果になることがよくあるんです。「有機農業についてきちんと理解されていないからこうした結果になるんだ」ということで、有機農業の普及啓発をしつかりと実施していくことになりました。

第四に有機農業への参入促進です。有機農業を実践する農業者がいなければその普及啓発は進みませんから、やりたい人はどんどん受け入れましょうという方針なんです。これはモデルタウン推進と並ぶ国の施策の柱となっています。

この他にも法の審議の過程で議論になったことがありますので、ここでお話しておきたいと思います。第三条に「有機農業により生産される農産物」と書かれてありますが、実は議連の原案にはこの直後に「(以下これを有機農産物と呼ぶ)」という一文が入れてあったんです。これに関して農水省からクレームがありました。「有機農産物という言葉はすでに法律用語として使われている。それはJASの認証を受けた農産物である」という指摘なんです。もし、「(以下これを有機農産物と呼ぶ)」の一文が入ってしまうと、有機農業推進法と有機JAS制度との整合性が問われてしまう。まだそこまでは準備が整っていないということで、結果としてカッコ書きの

一文は削除することになりました。

しかし、現実にはJAS法の認証を受けていない有機農産物を生産する農業者が結構いるんです。全体の半数くらいがそれに該当するのではないのでしょうか。そのため有機農業推進法が制定されるとJAS法に基づく有機農産物、有機農業推進法に基づく有機農業といった二つの概念が成立してしまったのです。両者の関係を整理すると、有機農業推進法に基づく農産物が広義の概念で、その中の一部がJAS法に基づく有機農産物になるのですが、これでは両者の整合性がはっきりしませんので、法的措置をとる場合に問題になる。そこで、多少やりとりがあったのですが、JAS法の認証を受けていてもいなくても、有機農業推進法に関わる支援は受けられるようにいたしました。

もう一つ問題になったことがあります。『日本の科学者』に掲載された論文にも書いたのですが、有機農業推進法の審議の過程における国の有機農業に対する認識というのは、「有機農業は、農薬や化学肥料を使用せず、自然の循環機能を活用する農業形態だが、病害虫が発生しやすく、多くの労働力を必要とし、収量が低く、品質も不良である場合が多い」といったものだったのです。理念として有機農業は良いものなんだけれども、農薬や化学肥料を使わないので病害虫が多発するし収量も下がる。生産物の品質もあまり良くない

い。だからこそ支援する必要があるんだというロジックでした。これに対し有機農業に取り組む農業者が猛反発いたしました。「うちの畑は農薬を使わなくても病虫害は発生しません」「うちの田んぼや畑で作った農産物の収量は周りの農家と変わりません」「私が作った野菜の味は一流レストランのシェフの折り紙つきです」といったような反論が多発したんですね。「確かに有機農業を始めた頃はいろいろなトラブルがあったけれども、試行錯誤を経て今はこんな技術水準にあるわけではない。経営もうまくいっている。そのことを国は全然理解していないじゃないか」という反論です。

ただ、有機農業関係者がこれまでその技術論についてきちんと整理してこなかったというのは事実なんです。そこで、有機農業技術論をきちんと整理しようではないかということになりました。その基本認識が成立しつつあります。技術論の確立は有機農業の普及に関わる大変重要な課題ですので、次にこの技術論に焦点を当ててお話をさせていただきますと思います。

4. 有機農業に関わる技術の確立と それに対する支援

近代農法というのはやはり矛盾があるんですね。生産性を高めるために肥料や農薬を多投しますが、そうするとどうしても生育障害

が避けられなくなります。それに疑問を持った農業者が慣行栽培から有機農業に切り替えるのですが、そこでまたいろいろな課題に直面するわけです。これまで多肥栽培に合った品種を栽培していた。

農薬を使って病虫害を駆除していた。それが農薬や化学肥料を使わなくなるのですから、先ほどお話ししたような収量が低い、品質が悪い、労力がかかるといった問題に直面するんですね。しかし、こうした現象は有機農業に転換した初期の段階に必ず発生するものなんです。そこで農業者の皆さんは悩むんです。「やはり化学肥料を使わなければダメなのか」「農薬を使わなければダメなのか」と。しかし、それを乗り越えて頑張る方もいらっしやいます。そのような方からお話をききますと「三年、四年、五年と経つにつれて作物がうまく育てられるようになった」「病虫害が発生しなくなった」「収量も品質も安定してきた」と言うんです。

埼玉県小川町に金子美登さんという方がいらっしやいます。すでに四〇年以上前から有機農業に取り組んでいまして、日本の有機農業者の代表と言える方です。元々酪農家だったので、有機農業に取り組み始めた当初はたくさんの牛ふん堆肥を畑に投入していました。しかし、だんだん堆肥の施用量が減っていくんですね。今は肥料成分がほとんどない植木の剪定枝などを使っています。ほとんど窒素を含まない、ただ堆積して発酵させただけのものを約1トン。いわ

ゆる昔の三百貫堆肥のようなものを投入しているだけなんです。たったそれだけで周囲の農家に劣らない収量を得ているんですね。

それから病虫害対策もほとんどやっていないんです。アブラムシが発生しますと、周りの藪からテントウム虫がやって来て、アブラムシを食べてくれるんだそうです。かつては藪からテントウム虫を集めてきてハウスの中に入れていたのですが、今年は忙しかったのでテントウム虫を集める暇がなかった。しかし、ハウスの裾をあげたら勝手にテントウム虫がどんどん飛び込んできて、二日くらいでアブラムシを食べ尽くしてくれたそうなんですよ。

このように肥料や農薬を使わなくても収量は伸びていくんです。使わなければ土の状態が良くなり、作物の根の張りも良くなります。土中には安定した生態系が形成されます。時間はかかりますが、収量は確実に増加します。病虫害の多発も防げます。

病虫害についても少しお話しします。病虫害が多発しますとその天敵も増えます。天敵が増えたと病虫害を食べ尽くしてくれます。それを食べ尽くすと、やがて天敵も減っていく。害虫も天敵も減れば、その他の生物が活性化するんです。ところが農薬を撒いてしまふと、天敵だけでなく元来からの生き物もいなくなってしまう可能性があります。化学肥料や農薬を投入しなければ、その他の生物が生きられる安定した生態系を作ることができる。有機農業に取り組

む農業者はこうした環境を作り上げてきたのだけれど、国はこのような点には全然注目してくれないんですね。こうした不満が、先ほど申しました農業者による反発の要因の一つになっているんじゃないかと思っています。

国に対する反発はまだあるんです。農水省は品種改良が重要だと耐病性品種をたくさん開発すれば有機農業支援になるのではないかと主張したことがあります。これに対し生産者は「現在のような耐病性育種は歓迎しない」と反発しました。なぜかというと、国は病気を発生しやすとした作物に耐病性の遺伝子を組み込んでこのような品種を開発しようとしているからなんです。有機農業者の求めている品種はそのようなものではありません。肥料をやらなくても根が育つような品種を求めているんです。

農家間で有機農業に見合った品種の種苗交換会が行われているのですが、そこで良いと言われている種は、無肥料、そして不耕起であっても雑草の中から芽生えてくるようなものなんです。すなわち、厳しい自然条件の中においても生き抜いていけるような品種が求められているわけです。農水省が推奨する雑草が1本も生えていないところで、理想的な養分を与えてもらって、すくすくと成長するような品種とは全然違うんです。農水省の考え方は相当ズレていると言わざるを得ません。

肥料に関する考え方も同じなんです。多少なりとも投入し、それによりトラブルを回避し、高収量を狙うといった考え方を彼らは持っています。投入量を減らし、その上で安定した生産体系をつくっていく。「それが有機農業の技術なんだよ」と彼らは言っているわけです。

このような認識のズレがいくつも発生しますと、有機農業支援に対する施策のあり方にも影響が出てくるんです。

先ほどお話した金子美登さんが作る米は一俵三〜四万円で売れるんです。麦もそのくらいで売ります。大豆はもう少し高く売れますね。つまり補助金がいらないんです。「有機農業の支援のために直接支払いをしろと言う人がいるけれども、オレはそんなカネなんかなくても十分やっていけるよ」と言ってます。有機農業のキャリアが長い農業者の多くが、このような状況にあるんですね。そうすると彼らの多くは、「有機農業に対する支援はトラブルが多発する慣行栽培から有機農業に転換する時には必要だけれど、それ以後はあまり必要なのではないか」「最も厳しい状況にある転換時に社会的支援が得られれば何とか取り組んでいけるのではないか」「そもそも我々が行っている有機農業に対する支援ではないのだから、厳しい時に支援してもらえれば十分じゃないか」と考えるようになるんです。

この他、よく議論になるのは有機農産物の価値についてです。有機農業を行っている方の多くは、有機栽培によって作られた農産物にプレミアムがつくという考え方を支持していません。先ほど金子さんが作る米は一俵三〜四万円と申しましたが、この値段は彼が有機米を作り始めた四〇年前からずっと同じなんです。彼も転換時にいろいろなトラブルに見舞われましたけど、それへの対応に係る費用や労賃を含めて一俵三〜四万円いただければ自分の生活は成り立つと。そういう考え方で設定した価格なんです。付加価値を上乘せしたわけでもなければプレミアム価格でもないんです。一九九三年の大冷害の時も三〜四万円で販売しました。品薄だからといって高く売る気はないんです。適正価格を理解してくれる消費者が買ってくればいいという考えなんです。実はこうした関係を消費者と結んでいる農家ほど経営が安定しているといった実態があります。価格が変動する一般市場に有機農産物を出荷している農家は、非常に苦戦しているんです。

要するに、有機農産物は付加価値ではなくて本来価値を前提に流通・販売されなければならない。これが有機農業を実践している方々の主張なんです。ですから、「市場価格が下落した時にプレミアムに見合う助成が欲しい」といった話ではないんです。金子さんが作る米はあくまでも一俵三〜四万円なんです。有機米が市場

で一俵一八、〇〇〇円で売られているから、金子さんの米も一俵一八、〇〇〇円にしよう。そうなると一俵当たり二二、〇〇〇円の減収となるから、その分を直接支払いで補ってもらおう」といった考えではないんですね。こんな話、彼らは賛成できないんです。

現実を申しますと、「有機農業が普及したら有機農産物の価格が下落するんじゃないか。だったら有機農業の参入を促進するとしている有機農業推進法の制定には反対だ」という生産者はそれなりにいました。「やっぱりカネが欲しいんだよ」といった理屈もわからなくはないんです。しかし、全体としてみればそのような意見は主流とはなっていません。「それは違うだろう。あんなだって自分の経営が安定するように頑張ってきたじゃないか。市場を開拓していくのが有機農業にとって大事なことだろう。農産物だけじゃなくて消費構造も作っていくのが有機農業の運動だろう」「有機農業運動は生産者の運動であると同時に消費者の運動でもあるだろう」といった見解が主流なんです。

5. 有機農業の推進に関わる農業者と消費者のつとめ

毒入り餃子事件が注目されましたけれども、その発端となったコープ手作り餃子はだいたい四〇個入り二九八円で売られています



た。組合員供給価格がおよそ三〇〇円です。その価格で売るとなれば「中国の天洋食品に作ってもらうしかないじゃないか」ということになってしまいうんですね。そうなると「四〇個三〇〇円が餃子の価格なんだ」という感覚を国民が持ってしまう。これじゃ日本の農業は成り立つわけがありませんよね。確かに国境措置も必要でしょうが、「真つ当な農産物価格はそんなもんじゃないんだよ」という常識を国民が持つことの方がよっぽど重要じゃないかと思うんです

よね。国民は食べ物にもっとカネをつぎ込むべきなんです。

伊藤園のペットボトルのお茶が皆さんの目の前に配られていますよね。この五〇〇ミリリットルのお茶は一本一四〇円で売られています。高いと感じる方はあまりいんじゃないでしょうか。米はもっと安いでしょう。一俵一万円であれば一合二五円ですよ。一四〇円分の米となれば五く六合分。安心した生活を送りたいという方は真つ当な食べ物を購入するでしょうから、一俵四万円の有機米を買うでしょう。それだって一合一〇〇円です。「危険かもしれないけれど安い食べ物を買いたい」という消費者もいますから、安い農産物を扱う市場は残るでしょう。しかし、多くの消費者は「真つ当な食べ物を食べたい」と考えています。両者が求めているものはまったく違うわけで、したがって、これら二つの市場は分断されるべきなんです。

有機農業の方法論はまだ確立されているとは言えません。しかし、我々の主張は決定的外れではないと思っています。ですから、「真つ当な農産物を真つ当な価格で買おうじゃないか」という問題提起をしても良いんじゃないかと。食の安全・安心について盛んに議論されている今だからこそ、この問題を提起する意義はあると。このことを消費者に理解してもらおう。そして、理解してくれた消費者と連携し、その数をどんどん増やしていこうじゃないかと。私た

ち有機農業関係者は、このように考えているんです。

最後にJAS法との関係についてお話しします。日本の有機JAS制度は、荒唐無稽の規格ではありません。コーデックス委員会が策定したオーガニックガイドラインの規格基準をベースに作成されています。また、コーデックスの基準は、主にヨーロッパの有機農業団体が加盟している国際有機農業連盟（IFOAM）の規格をベースにしています。ところが、このIFOAMという団体は、一九九〇年代にオーガニックビジネスへと傾斜していくんですね。第三者によって認証されればオーガニックフーズとして認められるという大変合理的な基準を作成していますので、食べる場所で生産されていなくても認証されます。そのためヨーロッパで流通しているオーガニックフーズの多くはアフリカが生産国となっているんです。これに対し、「生産者と消費者が互いに信用を形成しようじゃないか」との声も挙げています。そして、「第三者認証から当事者認証に切り替えようじゃないか」といった提案をしているんです。日本も同様で、「第三者機関が認証する有機JAS制度を当事者認証に改めるべきだ」といった意見を持つ有機農業関係者が結構いるんです。

今回の毒入り餃子事件がきっかけとなって、食品の安全性基準が厳格化されます。トレーサビリティやGAPもそうなのですが、

安全性基準に関わるシステムが形成されることになるということです。つまり、「システム論に基づいて安全性を確保していこう」という考えなのですが、「こんな工業的な手法で農産物を管理しても良いのだろうか」といった疑問を持たざるを得ないんですね。

本来、餃子は中国の家庭料理なんです。家の畑からニラをとってきて、飼っている豚を屠殺して、それらを素材にして作るんです。つまり、食べ物の原則は身土不二であって地産地消なんです。それを越える部分はシステムで対応しなければならぬのかもしれないかもしれませんが、そもそも「システムで何とかしよう」という発想自体がおかしいんです。もっと違う安全性の担保がある。「裏庭で野菜を作って、それを食べるのが一番安全ではないか」といった主張を農業関係者はしていくべきだと思います。

となると、有機JAS認定は必要なければ取得しなくてもいい。金子さんも「有機JAS認定を取得する気はない」と言っています。実際、金子さんに対する信用は、有機JASマークなんかよりもずっと上なんですね。つまり、食べ物に対する信用は第三者が認証するようなものではない。生産者と消費者が築き上げていくものなんです。ささやかではありますが、有機農業はそのような実態の解明に貢献したのではないかと思います。

討 論

太田原 有機農業について、大変分り易く、しかも掘り下げてご報告いただきました。今日のお話に関することでも、あるいは日頃から疑問に感じていることでも結構です。自由にご発言いただきたいと思います。まず、先日、北海道有機農業研究協議会主催の有機農業技術交換発表会に出席された黒澤さん、今のお話と北海道の実態はかみ合っているのかいないのか、その点を踏まえながらご発言いただけますか。

1. 有機農産物の価格形成

黒澤 今、太田原所長が紹介された発表会に「出席しろ」という業務命令があったものですから（笑）行って参りました。実は都合があつてお二人の報告しか聞けなかったんです。一人は北海道における有機農業の推進に関する取り組み事例を紹介、もう一人は新進気鋭の土壤肥料研究者だったのですが、総合的な研究推進のあり方と現況について報告されました。一般に言われる有機農業だけではなく、環境調和型農業やクリーン農業を含め、そのような農法を導入する農家が着実に増えているとのことなんです。

私は道農政部がクリーン農業を推進し始めた時、それから試験場にクリーン農業研究特別チームが設置された時、こういった農法の推進に若干ではあります但し関わりを持っていました。それから、北海道のカリスマ的農業技術研究者であった亡くなった相馬先生が中央農試で有機農業に関する研究チームを設置されたことがあったんです。かたわらでやや距離をおきながらその取り組みを眺めていました。また、今は地域農業研究所で農業振興計画の策定のお手伝いをしていますが、「エコファーマー認証者を増やしたい」、それから

北海道クリーン農業推進協議会が認証する「Yes! clean 表示農産物を増やしたい」といった農協や市町村の農政担当者によくお会いします。こうした方々のお話を聞きますと、やはり有機農業、環境調和型農業、クリーン農業といった農法を導入する農家が増えているのは間違いないんだと感じます。それから、農地・水・環境保全向上対策の先進的営農活動、通称二階といっている部分ですけれども、その営農活動支援を受けるにはエコファーマーに認定されなければなりませんから、エコファーマーも確実に増えているんです。今日、中島先生からお聞きした話は非常に重たいなと感じています。有機農業をもっと根本から考え直さなければならぬ。有機農業というのは慣行農法と比べると若干毛色の変った農法なんだという理解ではダメなのかなと感じました。慣行栽培のきゅうり

が一〇〇円、有機栽培のきゅうりが一三〇円で売られていたとしたら、この三〇円の差は選別された価値によって生み出されたものと。私はそのように認識していました。ただ、生産者はあまりこのような捉え方をしていなくて、「消費者の信頼を得るために有機農産物やクリーン農産物を作っているんだ」という方が多くなっているんですね。ですから、販売ルートは差別化されたものではなく、通常のものが利用される傾向が強いです。この点は進歩ではないかなと感じています。

先生が紹介された金子さんは一俵四万円で米を売られている。これは通常の米にかかる費用を上乗せして形成された価格ではない。本来価値なんだと。そして、それを理解してくれる消費者に米を売るんだというお話でしたが、どうも私はこの点がまだスッキリと理解できないんですね。私も年間三万から五万円支払えば年に何回か有機野菜を届けてくれる農場と契約を結んだことがあります。こうした契約を結んだ会員が二〇〇〜三〇〇人いて、これらの会員が農場を支える仕組みになっているんです。しかし、送られてくる野菜は必ずしも質が良いとは言えないんですよ。しかも高い。これよりも安い安全・安心な野菜は他にもあるだろうということで、結局契約をやめちゃったんです。先生のお話によれば私は意志の弱い消費者者ということになるのかもしれませんが、まだ消費者は有機農産物

の価値というものを認識していないのが現実ではないでしょうか。有機農産物生産者と消費者の認識が一致するまでには、もう少し時間がかかりそうな気がいたします。

それと、北海道は原料農産物を大量に供給してきた地域であり、今でもそれが宿命となっているのですが、先ほども申しましたように有機農産物の生産に興味を持っている農業者が増えてきています。農協系統も関心を示しているんです。原料農産物の供給をメインとしているところに、いかに有機農産物の生産をアジャストさせていくか。この点も今後の大きな課題になるのではないかと考えています。

太田原 今のお話の中に、何かお気づきの点はございますか。

中 島 紹介した金子美登さんは私と同年で、今年六一才です。米の減反が始まる前年の一九七一年に農業者大学校を卒業し就農しました。就農時はお父さんは酪農をやっていたんです。当時の埼玉で搾乳牛を四〇頭飼養していましたから、結構大きな規模の酪農家だったんです。しかし、就農直後、「これからはもうかる農業よりも、国民の食を支えられる農業を行わなければならない」と考え、酪農をやめました。

そして、消費者と連携した農業を始めるんです。主食を作るのが基本だろうということで米作を始めたのですが、その作付面積は当時わずか八反に過ぎませんでした。その他、営農体系の関係で小麦や野菜の作付も始めまして、「これらの農産物をいくらかで売れば自分の生活は成り立つのか」、交流のあった四〇名の消費者と話し合ったそうです。その時、彼が提唱したのが「お礼制」というものなんです。「消費者は生産者から供給された農産物を取得する。その生産者がいなければ自分の欲しい農産物は手に入らない。そのことに対するお礼としてお金を払えば良いじゃないか。お礼の水準は自分で決めるのが当然なのだから、私が作った農産物の価格は消費者の皆さんが決めてください」と提案しまして、一俵当たり四万円という価格が成立したんだそうです。「現在の米価がいくらだからこの価格」といった決め方ではないんですね。

この考え方は、就農時にいろいろなリスクに直面する新規就農者の参考になるのではないかと考えています。彼らはこれから農業で収入を得て生活していかなければならないわけですから、そのためにはいくらか必要なのか計算する必要があります。市場価格で売っているのは生活費を得ることができないというのであれば、それよりも高い価格の農産物を作って売る。例えば有機卵ならば、「平飼いをやっている人が一個五〇円で売っている。生活していくためには一

個三五円以上で売る必要がある。しかし、それよりも安ければ有機と銘打っても売れない。それならば一個四〇円にしよう」といった感じです。こうした価格形成のあり方というのは非常に真つ当だと思いますし、また理解しやすいものではないかと思えます。

価格に関して、もう一点申し上げたいことがあります。有機農産物はほぼ全量販売されます。「本来ならば規格から外れるんだけどなあ」といったものも消費者に届けられるのが通常です。ばれいしよを例に挙げれば、MもLも三Lも収穫される。Sよりも小さいものは本来はねられるのですが、実はこれ、砂糖醬油で煮しめて食べるとおいしいんですね。こういうことがわかっている人は、小さなばれいしよでも買うんです。

私の住んでいる茨城では、きぬさやえんどうがたくさん生産されています。さとめとも呼ぶんですけど、これが五月のはじめからずっと収穫されているんです。おすましに入れたり、湯がいて食べたり、グリーンピースに近い状態で食べたり、ご飯と一緒に炊いたりといった感じで、ずっとおいしい状態で食べられるんです。つまり、裾物がないんですね。ですから出荷率が九〇%以上と高くなり、生産者はそれなりの収入を得ることができます。なぜこのような状況になっているのかというと、消費者が工夫しているからなんです。消費者が工夫して豊かな食生活を創り出しているんです。

関東では小麦も同じような状況で売られています。一般的には製粉会社に売るのでしようが、有機農業をやっている方々の多くは、自分で製粉して乾麺にした後、消費者に直接売るんです。このようにしてつくったうどんは風味が良くておいしいんです。いわゆる昔のうどんの味がします。それから、原麦で買い求める消費者も結構いるんです。そういう方々は製粉機を持っていて、自宅でクッキーを焼いたりするんですね。小売店で売られている小麦粉よりも全粒粉の方がおいしいですから、有機農業をやっている農家から直接買うんです。私も年間六〇kgくらいですが、農家から直接小麦を買っています。忙しい方が多いでしょうから、すべての消費者がこのよう方法で購入することにはならないかもしれませんが、新たな消費形態や流通形態を消費者が創造すれば、これまでとは違った農産物価格が形成されるんですね。

その反面、鶏肉の価格は例の比内地鶏偽装事件の影響もあって、悲惨な状況にありますよね。あの事件でおかしかったのは、廃鶏が利用されていたということです。つまり、比内地鶏よりも採卵鶏の廃鶏の方がおいしいと感じた消費者が結構いたということです。本来、比内地鶏は卵肉兼用ですが実際は三、四カ月の若鶏として出荷されます。

金子さんの話に戻しますが、彼は酪農をスパッとやめてし

まいりましたが、今でも搾乳牛を二頭飼養しています。一頭ずつ交代で種付けをして、いつも搾乳できる状況にしているんです。搾乳は手で行っていて、毎朝搾りたての牛乳を飲む。法的には何とも言えないんですが（笑）加工品にも使う。このように乳牛を飼養しているのですが、これにかかるコストはほぼゼロです。いものツルや小麦のカスを与えていますから、エサ代はかかりません。非常に合理的な飼養を行って、それで豊かな食生活を実現させているんです。彼が就農した時は赤貧状態にありましたが、今はそんなことありません。私の知っている新規就農者の中には、結構このような方々がいるんです。皆さん、悪くない農産物を生産し、それを提供し、豊かな生活を実現した方々なんです。こうした方々が行う農業が何とか一般化されないものかと、私は考えているんです。

2. 有機農業に関わる技術の現状

太田原 価格形成に関わって、かなり掘り下げた話がお聞きできたのではないかと思います。次に技術について議論したいと思うのですが、道立農業試験場でも一所懸命有機農業の技術開発を行っています。長尾先生はこの経過をずっと見てきたのではないかと思います。ですが、その実態についてお話いただけますか。

長尾 道立農試で有機農業の試験・研究に取り組む雰囲気は芽生えてきたのは十年くらい前ででしょうか。しかし、当時の担当者はリービッツヒの影響を受けていましたから、「養分が奪われたら化学肥料を投入して収量を維持しなければならない」といった発想を持っていたんです。だから、生態系のことなんか全然考えていなかったんです。今もその延長線上で研究が進められていますから、「即効性の有機肥料を作ろう」とか、「そのための防除法を開発しなければならぬ」といった問題意識を持っているんじゃないでしょうか。つまり、中島先生の考え方とは全く違って、効率主義を前提にした有機農業の研究が進められてきたんですね。

それと、僕は北海道有機認証協会の理事をやっているんですが、そこに結集している農家も中島先生の考え方とは違って、差別化を図ることを念頭において有機農産物を生産する傾向にあるんですよ。「この有機農産物、おいしくないじゃないか」というクレームがくると、「本物の有機農産物生産者は私だ。彼とは違う」といった反論をする生産者が表れたりしましてね。非常に困っています。

太田原 確かにそうですね。道はアクションプランを策定し、試験場に予算をつけて研究を進めています。試験場の方々も頑張ってい

ます。けれども、長尾先生が言うように、従前の体系を前提にしていて、「合成農薬を生物農薬に替える」とか、「化学肥料を有機肥料に替える」といった方向で研究を進めていますよね。果たしてこういう方向で良いのかという疑問はありますね。

長尾 そう思いますね。僕はずっと「土壌の中の拮抗関係を維持する必要がある」と言ってきたんですよ。土壌中にはカビ、細菌、ミミズなどの小動物が拮抗関係を維持しながら生きています。空中窒素を固定して投入しすぎちゃうと、土壌中の生き物が死んで拮抗関係が崩れてしまいますから、これでは有機とは言えない。これまで試験場が取り組んできた手慣れた化学的手法と同じじゃないかと反論したんですけどね。

太田原 中島さんの論文にも書いてありますが、従来の要素還元主義的な方法論だけではすまない。総合技術、複雑系の技術が欠かせないということですね。

黒澤 技術に関して言うと、「化学的な方法じゃなくてもダメ」と言われることがあるんです。どろおい虫の防除には、普通、農薬を使用するでしょう。そうではなくて、改造した田植機を使って虫

を払い落とし、それをパックに入れるといった農法を実践している農家がいるんです。ところが、この農法も「中耕除草を頻繁に行えばエネルギー投入量が増えるんだから、環境に負荷をかけているのと同じじゃないか」といった指摘を受けているんです。

長尾 稲作の場合、たくさん収穫したいという発想がよくないと思うんですよね。単収六俵程度ならいもち病にかからないので農薬を使わなくても済むんだけど、九俵、一〇俵採りたいと思うからIRRが推進したみたいに農薬や化学肥料をどんどん多投するでしょう。それから、そういう発想の農家がたくさんいると、ハーブやハツカを使ってカメムシ対策を行っている農家も困っちゃうんですよ。カメムシが大量発生すると、「元凶はお前だ。防除しろ」と指摘されちゃう。こうして農家間の軋轢が発生してしまうケースが結構あるんです。

中島 カメムシ対策には皆さん大変苦労されていると思うんです。なぜ苦労されているのかというと、一等米基準がおかしいからなんです。一、〇〇〇粒の中に一粒着色米があったら認められないのですから非常に厳しい基準なんです。このような基準になったのは「ササコシ信仰」のせいではないかと私は思っています。それ以前

は一〇粒まで認められていたのですが、「消費者はそのような米を求めている」ということで変えられてしまいました。それと、当時は色彩選別機がありませんから、今ほど厳しくチェックできなかったという事情もあるかと思います。いずれにしても、基準を緩和すれば、この問題はある程度解消されるのではないのでしょうか。

小麦も同じでして、関東地方では赤さび病に見舞われてしまうと全量出荷できなくなるんですね。しかし、その基準が本当に適切なのかということは、じっくりと考えなければならぬと思うんです。

それから、肉牛についてもお話しておきたいことがあります。日本短角牛をできるだけ国産飼料を与えて飼養していこうという方々が岩手県にいます。東北農業研究センターもそのグループを支援していて、様々な試験研究を行っています。その研究成果報告を聞いたことがあったのですが、配合飼料を与えている黒毛の増体量を目標にして、国産飼料を与えながら短角牛を増体させようという考えなんですね。ですから、給餌体系はどうもこしサイレージ中心となるんです。当然、とうもろこしの生産性の向上も求められますから、必然的に堆肥や糞尿の投入量も多くなります。私はその報告を聞いて、なぜそこまでして成績を上げる必要があるのかと疑問に思いました。短角牛飼養が盛んな北上山系周辺には利用度の低い牧野が結構あるんです。このような土地を活用すれば、増体率は低くな

るかもしれないけれど、低コストで、しかも環境に負荷を与えずに飼養することが可能になるんですよね。残念ながら、試験研究サイドのみなさんはこうした考えは持っていないんです。

これらの取り組みは、いずれもじっくりと考えて生産振興を行っていないという点で共通していると思うんです。「成果を早く出そう！」という思いが強いでしょう。そうなると、問題が発生する確率も高くなるんです。「少しくらい遅れても良いから、もっとじっくりと考えて進めることはできないの」と言いたくなります。有機農業の推進にあたっても、これと同じことが言えると思います。

それから肥料についてもお話がありましたね。現在、農水省ではCO₂削減に貢献するということで土づくりを推進しています。日本のCO₂削減目標量の一割は田畑で吸収できるのではないかという試算もあるんです。有機肥料の投入による土作りは有機農業にも効果がありますから、これは推進していただきたいと思っています。窒素に関する問題もご指摘のとおりでして、電氣的に固定した窒素を化学肥料として田畑に多投すれば地球温暖化を進めてしまいますから、これはやめた方が良いでしょう。かつてはわずかな窒素を上手に使いながら作物を生育させていくことが常識だったのですが、最近は植物の成長を肥料に頼る傾向にあります。こうした栽培論理は転換されなければならぬと思っています。

3. 大規模有機農業の現状とその将来性

太田原 昨日まで開催されていた全国集会で、大規模有機農業の実現の可能性について議論されていたと思います。北海道にとってこれは大変注目すべき農法なのですが、この大規模有機農業について中島先生はどのようにお考えですか。

中 島 帯状に異なった作物をトラクター幅に合わせて植えて輪作を図っていくという手法が紹介されました。収穫は機械で一気に行うんだそうです。かつて有機農業の生産体系に機械は馴染まないと考えられていたのですが、それが結構できるようになってきた。しかも、輪作効果もある。それならば推進しましょうということなのでしょう。

また、本州の事例なのですが、有機大豆を一〇〇ha作付けしている農業者が報告されました。彼の観察によると、大豆に発生する害虫は移動性があまりないんだそうです。ですから、慣行農家が利用する農地でも、大豆を作付した後の農地はほとんど害虫は発生しないんですね。このような農地を利用させてもらえば面積規模を拡大することは可能なんだそうです。

つまり、農業者が工夫を凝らせば、大規模有機農業は成立するん

だということなんでしょう。ただし、今、紹介したような事例は全国各地に点在しているに過ぎません。技術普及はまだまだ先の話になるのではないかと思います。

太田原 北海道の事例は紹介されましたか。

中 島 当麻町の瀬川さんという方が報告されていました。普通作との輪作を行っていきまして、かなりゆったりとした形で有機野菜を生産されていますね。

黒 澤 瀬川さんも先ほど私がお話した消費者グループからの支援を得ている経営なんですよ。Community Supported Agriculture略してCSAと呼ばれているものです。

4. JAグループ北海道における

有機農業の位置づけ

太田原 今日では中央会や連合会の皆さんにもご出席いただいておりますので、皆さんにも有機農業に対する考えをこの場でご発言いただきたいと思います。まず中央会の小南さん。北海道の有機農業の現状をどのように見られていますか。

小 南 今日是有機農業本来の考え方を先生にお話いただいたと思っています。ただ、黒澤常務もお話されていましたけれども、有機農業と慣行栽培は必ずしも相反するものではないと思うんですね。

土作りは慣行栽培においても基本的な取り組みですし、検査基準だって両者に共通のものが結構あるはずです。ですから、両者は反発し合うのではなく、むしろ場を共有すべきじゃないかと思うんです。

それと、これから進むべき道についてですが、これも黒澤常務がお話されていましたけれども、有機か慣行かの二者択一ではなくて、その中間に位置するクリーン農業や試験場が推進してきた減農薬・減化学肥料栽培を基本としたものも無視することはできないと思うんです。むしろ北海道はVesiclean表示農産物の生産を推進してきましたから、それを基本に進めていくべきではないかと思っています。

それから、有機農産物の価格形成のお話は大変勉強になりました。有機農産物生産者に限った話ではないんでしょうが、農村の役割、農業の役割、食料生産の意義などを消費者に理解してもらうための運動が重要だということが改めてわかりました。

太田原 そうなんですよ。北海道はクリーン農業をずっと推進してきました。それを基本にしている、その延長線上に有機農業が位

置つくという考えなんです。これは他県とは異なる北海道独自の戦略ですよ。

中 島 私もそれは結構なことだと思います。北海道が推進しているクリーン農業は、国が推進している環境保全型農業とは政策ロジックが違いますよね。減農薬・減化学肥料という点では共通していますが、国の環境保全型農業は、環境負荷削減論をベースにしたもの、一方で北海道のクリーン農業は、道産農産物の生産振興を基本理念としたものとなっています。つまり、国が推進する環境保全型農業は、「投入量を削減しよう」「低投入が良い」などといった理念を重視するものにはなっていますが、「安全・安心な食べ物を生産・供給する」といった取り組みとはリンクできていません。これでは農業政策として不十分だと言わざるを得ないですよ。

E U の環境保全型農業も同じなんです。「投入量が減って環境がこんなに良くなりました」という実態を明らかにしたE U の環境政策に関する論文はたくさんありますけれども、「環境保全型農業の推進によって農家がこんなに元気になりました」といった話を紹介する論文はまったく見かけません。裏を返せば、環境保全には貢献したけれども農業振興には貢献しきれていないということなんです。このように日本やE U の環境保全型農業に関する政策は、食べ物

論をベースに推進されてきませんでした。本来ならば、「良い食べ物をきちんと作れば、環境は良くなるんですよ」といったロジックが必要だったんです。北海道のクリーン農業はこのようなロジックで推進されていますから、有機農業との共通性もたくさんあるんです。ただ、生態系の維持の重要性についてはあまりふれられていないような気がします。この視点が加われば有機農業との連続性がはつきりますし、また北海道の先進性ももっとアピールされるのではないかと思います。

それから、場の共有という話が出てきました。これもおっしゃるとおりです。われわれ有機農業関係者は、「有機農業だけが農業のあり方である」というような言い方はしないように心がけています。有機農業の出発点は、「農薬を使わない」「化学肥料を使わない」「遺伝子組み換えを行わない」の三点を遵守すること。次のステップは、「生態系を維持し、自然と共生しながら農業を繁栄させていくこと」と考えています。これが有機農業独自の論理なのですが、

おそらく慣行農業を実施している方々の半分くらいはこの理論をご理解いただけるのではないかと、そのような方々とは共有できる部分がかなりあるのではないかと思っています。有機農業推進法が制定され、行政と民間とのコラボレーションで有機農業を推進していくということになりました。「われわれも多くの皆さんに認め

ていただいたのだから、これからは評価できることは評価していくよ」というスタンスで慣行農業を実施している方々とお付き合いできればと考えています。時間はかかるかもしれませんが、「一緒にやれることは一緒にやりましょう」と考えているんです。

太田原 大変良いお話を伺いました。われわれ北海道の関係者が推進してきたクリーン農業は、もう少し掘り下げてそのあり方を整理すれば、世界最先端の農法になり得るということですね。また、場の共有も非常に重要だということがわかりました。

続いてホクレンの佐野次長さん。有機農業と農協事業の折り合いをどうつければ良いのか。大変重要な課題じゃないかと思うのですが、何かお考えがあればご発言いただけますか。

佐野肇 これまで有機農業は慣行農業の否定の上で進められてきたと思っていましたので、やや抵抗していったんです。しかし、先生の今のご発言を聞いて正直言って安心いたしました。「農業には多様な方法があつて良いんだよ」ということですね。

私共は基本的にどんな方法であれ、「組合員の皆さんの収入が確保できれば」「収入が向上すれば」というスタンスで事業に取り組んでおります。ご紹介のあった金子さんは一俵四万円で米を売って

いるとのことですが、どうすればそこまで消費者に納得いただけるのか。私どもの取り組みが果たしてそこまで消費者の皆さんに受け入れられるものになっているのか。非常に悩ましいのですが、これからは目標数量が高めに設定されるでしょうし、またそのための技術も開発していかなければならないでしょうから、組合員の皆さんには「消費者はこういうものを求めているんだ」ということを整理して、それを正確に伝えていかなければならないと感じています。特に有機農業に関しては目標水準が高くなるでしょうから、難しい課題になると思っています。

一点だけ質問があります。一般に有機農産物は、「高品質で、栄養価が高く、おいしい」と評価されているように思うのですが、「実際はそうでもないんだよ」「あまり差異はないんだよ」といった意見を聞くこともあります。「じゃあ、実際のところはどのような」と、いつも疑問に思っているんです。「有機農業を実施している方が作ったデータは評価が高いけれども、国が作ったデータはそうでもない」といったことがあるのか。もし、このような動向を整理したデータなどがありましたら、教えていただきたいと思います。

中島 有機農産物でも「おいしいものはおいしい」「おいしくないものはおいしくない」、慣行農産物でも「おいしいものはおいし

い」「おいしくないものはおいしくない」ということではないでしょうか(笑)。先ほど比内地鶏の偽装事件についてお話しましたが、廃鶏であってもかしわ肉として食べれば特上となります。しかし、本来、追求すべきおいしさは、そういった作られたものではありません。有機であれば、慣行であれば、自然に育てた農産物のおいしさを追求するというのが大切なのではないかと思っています。

食味試験や官能試験では基準値を設定しますよね。糖度とか、ビタミンC含有量とか。そして、その基準に達しなかった農産物は、「おいしくない」というレッテルを貼られ、パツサリと切られてしまうわけですね。これでは結局特定の人しか「おいしい」ものを作れなくなってしまうので、大いに問題があると思うんです。そうではなくて、シチュエーションを大事にしなければならぬというのが私の考えです。ゆったりとした畑で作った野菜。今朝、収穫したばかりのそのような野菜を農家から直接買ってきた。もしかしたらスーパーで売っている野菜よりも糖度は低いかもしれないけれども、新鮮だし、安全だし、安心して食べることができる。こうしたことが消費者の評価を高めていくのではないのでしょうか。消費者の体がおいしいと感じてくれる農産物は、このようなものではないかと思っています。まるでコンテストで選ばれたような基準値重視の「おいしさ」からの解放が求められていると思うんです。

それと、多様な農業についてですが、これからは共通の理念とそれぞれの理念の両方が語られるようになっていくのではないかと
思っています。私の住んでいる所は小さな市町村なんですけれど、
有機農業を実践している方が四〇人以上もいるんです。みんな若く
て、平均年齢は三〇代です。一方で、慣行農業をやっている方々は
七〇代が中心です。この両者が極めて良好に連携しているんですね。
慣行農業に取り組む七〇代の方々は後継者がいないんです。ですが
ら、若い農業者に非常に魅力を感じているんです。自分たちの手に
余った農地を耕作してくれる。土作りを行って、手に余った耕作放
棄地を良い圃場に変えた。しかもポテンシャルが高い。「オレ達は
若い連中のように有機農業に取り組むことはできないよ。農業だっ



て、化学肥料だって使うよ。だからヤツらにはいろいろと言われる
けれども、ヤツらは地域農業を支えている。それはとても頼もし
い」と七〇代の方々は評価しているんです。世代交代と共に有機農
業が普及し、そして新たな地域社会が形成されている。これは非常
に良いことだと思っうんですね。

また、私の住んでいる市町村の農協には有機部会があるんです。
その部会が中心になって、東京の生協と連携して有機農産物の販路
を確立しました。その影響で、有機農業をやりたいという新規参入
者が、毎年、都市部から結構やって来るんです。売り先は心配ない。
後継予定者もいる。それを育てる仲間もいる。こうした有機農業の
担い手育成に関わるシステム、さらには有機農産物の販売拡充に関
わるシステムを農協が構築したんですね。それが、今申し上げたよ
うな新たな地域社会の形成に貢献したのではないかと、私は思っ
ています。

太田原 農協の支援が加わって場の共有が成立したということだ
ね。北海道の場合、どんなことをやるにしても、農協の協力がなけ
れば成立しませんので、この取り組みはとても参考になると思いま
すね。農協有機部会というのは、北海道農業を振興する上でも極め
て有効なものであると感じました。

黒澤 「ゆったりと育てればおいしい」という先生のお考えには同感です。北海道に岡田ミナ子さんという有名な女性農業者がいます。アニマルウェルフェアを尊重していて、豚の放牧を行っているんです。彼女が書いた本のタイトルは『幸せな豚はおいしい』というのですが、正しくそのとおりで、放牧によりストレスなしで育てられた豚は、本来の持ち味を損なっていないくておいしいんです。

先ほど先生が紹介された短角の話にも感銘を受けたのですが、やはり家畜はそれぞれ特性を持っていますから、それに応じた飼育方をしなければならぬと思うんです。乳牛であれば、濃厚飼料を多く投せず、無理矢理に高泌乳を求めず、放牧を行って飼養することが重要なわけで、これならばストレスはそんなに生じないでしょう。今、飼料価格が高騰していて、放牧や粗飼料給与を見直す酪農家が増えています。乳量が維持できるのかどうかといった問題はありますけれども、これを単なる飼料価格高騰への対処に終わらせるのではなく、家畜飼養のあり方を転換するきっかけにして欲しいと思っています。

中島 私もそのとおりだと思いますが、皆さんそれぞれのお考えを持っていらっしゃいます。全体の構造は重視しなければなりませんから、現段階においては一〇人中一人が有機農業を実践していた

だければ良いじゃないか、一〇人が一〇人とも有機農業を実践するのは、次の、次の、次の段階くらいで良いだろうと、私は考ええています。

豚の話が出ましたけれども、豚は徹底的に土を食べて生きる動物なんですね。あの顔は土を食べるためにできているのに、コンクリートの上で濃厚飼料を食べさせればストレスがたまるのは当たり前なんです。放牧して土を食べさせれば、病気にかかりにくくなるし、けがもほとんどしない。したがって、コストも下がるんです。最適な飼養方法を選択すれば、低コストで済むということです。

いろいろとお話させていただきましたが、「荒唐無稽の話だな」とか「夢物語だな」といった批判をいつも受けるんです。でも、あらゆる危機に直面している今の時代、夢でも語らなければ淋しいじゃないですか（笑）。夢でも語れば何か新たな解決策が出てくるんじゃないか。そういう前向きな姿勢で取り組んでいるということをご理解いただければと思っています。

斎藤 確かに今日の先生のお話にはパッションを感じましたし、また金子さんの価格形成のお話にはインパクトを受けました。ただ、今日のお話を簡単にまとめてしまうと、有機農業に取り組む農家はお寺だと。そこから有機農産物を購入する檀家が何人かいる。檀家

の皆さんがお布施の金額を決めてお寺に納める。お寺の経営内容はアンタツチャブルの世界。だから農協も踏み込めない。こんな話だったのかなと感じているんです。おかしいなと思うのは、なぜお布施の金額を統一しているのかということです。

つまり、有機農産物の本質が私にはよくわからないのですが、そのようなものを農協やホクレンは「有機だ」といって本気で取り扱うのでしょうか。わざわざ輸送コストをかけて道外にも売り込もうとしているのでしょうか。これは大変勇気のいることだと（笑）私は思っています。おいしい農産物が北海道でたくさん穫れるわけで、それを消費者に売ればいいじゃないか。地産地消を基本にして、道民の皆さんにたくさん食べてもらえばいいじゃないか。私はそのように感じています。

中 島 お寺のお布施というのは説明しやすいですね（笑）。お布施が標準化されるのはおかしいだろうという反論だと思いますが、有機農業に取り組んでいる農家はほとんどが家族経営なんです。コストも所得もほとんど変わりません。ですから、有機農産物の価格も標準化されてくるんでしょう。そのことを購入する檀家さんも理解しているんですね。ただし、有機農業が一般化し、大きいお寺も小さいお寺も有機農業に取り組みようになったとしたら、もう少し

し突っ込んだ整理が必要になるでしょうね。

まだ有機農産物の価格を理解してくれる消費者は決して多いとは言えませんが、たとえば、自分で農産物を作って、自分でその農産物売って、そのお金で自分の生活費を賄うといったことがどんなに大変なことか。このことを理解してくれる消費者が全体の2〜3割を占めるようになれば、日本の農業はがらりと変わるのではないかと思います。豊かな食生活、豊かな暮らしとはどんなものなのか。このことを真剣に考える消費者セクターが成立すれば間違いなく変わりますよ。

コープさっぽろの会長を務められている太田原先生がお隣にいたのに大変恐縮なのですが、こうしたことを消費者に理解してもらうための運動は、本来、生協がやるべきなんです。しかし、残念ながら今の生協は全体としてはそのような方向に向かっていません。豊かな食生活、豊かな暮らしのあり方について、きちんと考える場を生協は作るべきだと思います。

また、このような消費者が増えていけば、「市場は分割したほうがいい」と考える人が増えていくでしょう。「統合した大規模市場は破滅の方向に向かっていく。それでは豊かな食生活は実現できない。ならばそうではない市場をつくらう」と、いうことになると思うんですよね。全国各地に農協の直売所が設置されていますけれど

も、このような経緯があつて設置された直売所が結構あるのではないのでしょうか。農業・農村の周辺に消費者を結集させる市場づくりが課題になっているわけですが、農協はその点で一步進んでいるのではないかと、私は思っています。

5. 食育の推進と有機農業

新井 有機農業を実施している方々は消費者との結びつきを求めて有機農業推進法を制定したとのことですが、その一年前に食育基本法が制定されているんですね。食育基本法が制定された直後にもかかわらず、有機農業推進法を制定した意義は一体何なのか。ちょっと気になっています。

中島 食育は対象がより幅広いですよ。今、食育に関して私が注目しているのは、学校給食法の大改正なんです。改正法では食育を重視し、命の論理、自然との共生、勤労の尊重、食文化を学ぶといった内容が明記されます。これは大きな変化です。有機農業を消費者に理解してもらう良いチャンスでもあるんです。是非、有機農産物を学校給食に利用してもらいたいと思っています。今、給食費は一食当たり二五〇円〜三〇〇円ですが、「有機農産物を食材とするのであれば五〇〇円はいただきたい。それぐらいの価値があるも

のなんだよ」ということをアピールできると思っていますよ。

黒澤 慣行農産物であれ、有機農産物であれコストがかかる。有機農産物の本来価値は慣行農産物とは違う。このようなことをアピールするのは、われわれ農業関係者に課せられた役割なんじゃないか。

太田原 そうですね。それは食料生産基地である北海道の役割とも言えるのでしょうか。さて、時間となってしまいました。有機農業について語るとなると、これまでは何か奥歯に物がはさまったような感じがして、言いたいことが言えないような時もあったんです。

また、北海道で有機農業に取り組んでいる人々を「奇人」「変人」「野伏」「山賊」などと呼ぶような風潮があったのも事実です。しかし、ようやくそのような段階から脱したんですね。有機農業推進法も制定されて、社会的に認知されました。これは大きな進歩じゃないかと思うんです。場の共有という話が出ましたが、これからは地域農業振興あるいは農協事業の推進の一角に有機農業の戦略を位置づけていかなければならない。それが北海道農業の一大勢力になるんじゃないか。そんな感想を持ちました。大変実りのある研究会だったと思います。中島先生、どうもありがとうございました。

「有機農業の推進に関する法律」

(2006年12月15日施行)

(目的)

第一条 この法律は、有機農業の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、もって有機農業の発展を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

(基本理念)

第三条 有機農業の推進は、農業の持続的な発展及び環境と調和のとれた農業生産の確保が重要であり、有機農業が農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。）を大きく増進し、かつ、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであることにかんがみ、農業者が容易にこれに従事することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 有機農業の推進は、消費者の食料に対する需要が高度化し、かつ、多様化する中で、消費者の安全かつ良質な農産物に対する需要が増大していることを踏まえ、有機農業がこのような需要に対応した農産物の供給に資するものであることにかんがみ、農業者その他の関係者が積極的に有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に取り組むことができるようにするとともに、消費者が容易に有機農業により生産される農産物を入手できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 有機農業の推進は、消費者の有機農業及び有機農業により生産される農産物に対する理解の増進が重要であることにかんがみ、有機農業を行う農業者（以下「有機農業者」という。）その他の関係者と消費者との連携の促進を図りながら行われなければならない。

4 有機農業の推進は、農業者その他の関係者の自主性を尊重しつつ、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条に定める基本理念にのっとり、有機農業の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、農業者その他の関係者及び消費者の協力を得つつ有機農業を推進するものとする。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、有機農業の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(基本方針)

第六条 農林水産大臣は、有機農業の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次の事項を定めるものとする。

- 一 有機農業の推進に関する基本的な事項
- 二 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項
- 三 有機農業の推進に関する施策に関する事項
- 四 その他有機農業の推進に関し必要な事項

- 3 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（推進計画）

第七条 都道府県は、基本方針に即し、有機農業の推進に関する施策についての計画（次項において「推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県は、推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（有機農業者等の支援）

第八条 国及び地方公共団体は、有機農業者及び有機農業を行おうとする者の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

（技術開発等の促進）

第九条 国及び地方公共団体は、有機農業に関する技術の研究開発及びその成果の普及を促進するため、研究施設の整備、研究開発の成果に関する普及指導及び情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（消費者の理解と関心の増進）

第十条 国及び地方公共団体は、有機農業に関する知識の普及及び啓発のための広報活動その他の消費者の有機農業に対する理解と関心を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

（有機農業者と消費者の相互理解の増進）

第十一条 国及び地方公共団体は、有機農業者と消費者の相互理解の増進のため、有機農業者と消費者との交流の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（調査の実施）

第十二条 国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関し必要な調査を実施するものとする。

（国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援）

第十三条 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

（国の地方公共団体に対する援助）

第十四条 国は、地方公共団体が行う有機農業の推進に関する施策に関し、必要な指導、助言その他の援助をすることができる。

（有機農業者等の意見の反映）

第十五条 国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関する施策の策定に当たっては、有機農業者その他の関係者及び消費者に対する当該施策について意見を述べる機会の付与その他当該施策にこれらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

『日本の科学者』原稿

有機農業推進法下での有機農業技術開発の課題

中 島 紀 一（茨城大学農学部 教授）

2006年12月に有機農業推進法が議員立法で成立した。これによって国の政策は有機農業推進に転換され、有機農業技術開発が重要な政策課題となってきた。有機農業技術は、単なる無農薬無化学肥料栽培のための技術的ノウハウでも、有機 JAS 規格クリアのための技術集積でもない。有機農業は、自然の摂理を活かし、作物の生きる力を引き出し、健康な食べものを生産し、日本の風土に根ざした生活文化を創り出す、農業本来のあり方を再建しようとする営みである。有機農業技術の開発は、このうし技術観を踏まえて進められることが期待されている。

1. 有機農業推進法の制定と官民連携した取り組みの開始¹⁾

有機農業は長い間、在野の異端的な農業運動として展開してきた。その有機農業の推進が2006年12月に法律になった。超党派の有機農業推進議員連盟（以下「有機農業議連」と略、会長：谷津義男議員、事務局長：ツルネンマルティ議員）提案の議員立法で、両院ともに全会一致であった。

「有機農業議連」の設立趣意書（2004年11月）にはその課題意識が次のように記されている。

我々は、人類の生命維持に不可欠な食料は、本来、自然の摂理に根ざし、健康な土と水、大気のもとで生産された安全なものではないという認識に立ち、自然の物質循環を基本とする生産活動、特に有機農業を積極的に推進することが喫緊の課題と考える。

政府はこれまで、有機農業に対しては冷ややかな対応で終始してきたが、この法律は政府の政策に大きな転換を求めるものだった。国は同法制定を受けて、民間と連携しての有機農業推進へ大きく舵をきることになった。

同法第4条では有機農業推進についての国と自治体の責務を次のように定めている。

第4条 国及び地方公共団体は、前条に定める基本理念にのっとり、有機農業の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、農業者その他の関係者及び消費者の協力を得つつ有機農業を推進するものとする。

私たちは、第4条第1項を「推進責務規定」、第2項を「協働推進規定」と呼んでいるが、有機農業の長い歴史を振り返ると誠に画期的な規定であり、感慨深いものがある。

さらに、第6条では国は「有機農業推進基本方針」を策定すること、第7条では都道府県は国の「基本方針」に即して「有機農業推進計画」の策定に務めると定められている。

第6条の規定に基づいて、国は2007年4月に「有機農業推進基本方針」を定めた。そこでは、2011年までの5年間を有機農業推進第1期と位置付け、当面の主な取り組み課題として次の諸点が挙げられた。

- ①国、地方ブロック、都道府県、市町村で、民間と行政が一体となった有機農業推進体制を構築する。
- ②都道府県は民間との協働を旨として有機農業推進計画を策定する
- ③有機農業の技術開発を推進し、有機農業に容易に取り組むための条件を整える。
- ④有機農業への参入、転換を円滑に進めるための体制を整備する（有機農業の担い手育成支援）
- ⑤有機農業への理解を広げるための啓発活動の推進

2. 民間側の有機農業推進の取り組み²⁾

有機農業推進への国としてのこうした政策転換に対応する民間側の幅広い農業運動としては「農を変えたい！全国運動」（代表：中島紀一）が展開されてきた。

「農を変えたい！全国運動」とは有機農業推進を基軸としながら農と食と環境についての新しいあり方を創っていかうという運動で、各地の草の根の取り組みが交流し、連携しながら全国的政策課題にも積極的に対応していくことを趣旨としている。この運動が提起する基本方針は次の6項目である。

＜農を変えたい！全国運動 基本方針6項目＞

- ☆ ひとりひとりの食の国内自給を高めます。
- ☆ 日本農業を大切に、未来を担う子どもたちに、より良い自然を手渡します。
- ☆ 農業全体を「有機農業を核とした環境保全型農業」に転換するように取り組みます。
- ☆ 「食料自給・農業保全」が世界のルールになるよう取り組みます。
- ☆ 地域の農業と結び、食文化を継承する「地産地消」の実践を進めます。
- ☆ 新たに農業に取り組む人たちのための条件整備を進めます。

この運動のスタートの契機は2005年3月の「有機農業政策の確立を求める緊急全国集会」の開催だった。この集会は、全国の草の根運動の有志が主催したものである。有機JAS制度が実施される中で、同制度が画一的な規格基準論だけで有機農業を厳しく縛るばかりで、有機農業の振興にはほとんど機能せず、逆にこの制度だけが強化される行政的枠組みの下では、有機農産物輸入が増大し、国内の有機農業は衰退を余儀なくされかねないという危機感に駆られての開催であった。集会のメインテーマには「輸入偏重の有機JAS制度を見直し、国内有機農業の本格的振興を」が掲げられ、サブテーマを「自給を高め環境を守り育てる日本農業の再構築をめざして」が設定された。

「全国運動」は、「農を変えたい！全国集会」を全国各地持ち回りで開催するなど、全国各地の草の根運動の交流連携に努め、草の根の声を結集し、長い有機農業運動の蓄積も踏まえつつ民間側からの政策提言を提起し、さらに併せて「有機農業議連」や農水省との前向きかつ冷静な意見交換を重ねてきた。また、有機農業推進のための民間側の体制づくりについては、「全国運動」からの提案で、「全国有機農業推進協議会（全有協）」（代表：金子美登氏）、「有機農業技術会議」（代表：西村和雄氏）、「全国有機農業者懇話会」（代表：尾崎零氏）等の組織が結成されてきた。

こうした経過を踏まえて、いま有機農業の技術開発は有機農業推進の中心的課題の一つとして位置付けられ、官民連携した取り組みが各地で始まりだしている。

3. 有機農業技術についての国と民間の認識の相違

国の「有機農業推進基本方針」の策定審議において、国側から最初に提示された有機農業技術への認識はおおよそ次のようなものであった。

「有機農業は、農業や化学肥料を使用せず、自然の循環機能を活用する農業形態だが、病虫害が発生しやすく、多くの労働力を必要とし、収量が低く、品質も不良である場合が多い」

有機農業技術についての国側のこうした認識提示に対して、長年有機農業に取り組んできた農業者たちからは強い反論が寄せられた。彼らの反論はおおよそ次のようなものであった。

- ①農業における病虫害多発は宿命的なものではない。それは農薬や化学肥料を多投し、田畑やその周辺の安定した生態系を壊す近代農業において特に顕著になってきた。有機農業は生態系破壊と病虫害多発の悪循環から抜けだし、病虫害の多発しない農業体系を作ろうとする取り組みで、それはすでに成果を生んできている。
- ②近代農業では収量だけの極端な追求のため、収量自体が不安定化し、また、食べものとしての品質低下を招いている。進んだ有機農業の取り組みにおいては、安定した収量確保と品質向上が同時並行で実現してきている。
- ③この好循環の形成において、地域の自然資源利用を前提として地域生態系と農業の連携が有機農業においては意識的に目指されてきた。
- ④有機農業では雑草抑制が大きな課題となっており、これに成功しない場合は労働多投を余儀なくされることになる。しかし、生態系コントロールによる雑草抑制の技術も普及し始めており、有機農業は常に多労だということはない。
- ⑤人と自然の関係形成において農作業は大切な場であり、単なる省力の追求は有機農業者の希望とは異なっている。

有機農業技術の現状認識についての国と民間のこのような食い違いは、有機農業技術論への基本認識の相違として興味深い論点を提示している。さらに言えば、この食い違いのなかに有機農業技術開発への戦略的道筋が示されているように思われる。

まず農業や化学肥料の多投を前提とした近代農業への評価に関して、国側はそこに安定した生産体系が作られていると認識する訳だが、有機農業側は、近代農業は環境負荷的で、不安定な系を作っていると認識する。また、国側は有機農業は農業や化学肥料を使用しないが故に不安定で低位な生産体系となっていると認識するのに対して、有機農業側は、有機農業こそ質の高い安定した生産体系を実現させようとするものだとしているのである。

もちろん、現実の有機農業事例はたいへん多様であり、成功している例もあるし、失敗している例もある。上述のやり取りは、国側が主として失敗例に注目し、有機農業側が主として成功例に注目するという視角の違いを反映していると言える面もあるが、根本的には技術論認識の基本的な相違に因るものと理解すべきだろう。すなわち、国側は農業や化学肥料の多投を基本とする近代農業をスタンダードとし、有機農業をそこから外れた特殊な技術体系として位置付けるのに対して、有機農業側は有機農業は近代農業から離脱し、自然との共生を志向し展開深化していく総合的な農業路線として理解しており、こうした基本的な技術論の相違が、上述した議論の食い違いの背景にあると考えられるのである。

各地の実践事例の調査を踏まえると、有機農業には画一的な形があるわけではないのだが、有機農業とは、農業の新しいあり方形成にむけて、はっきりした技術的方向性をもった転換・発展・成熟への取り組みプロセスであると理解することができる。上述の有機農業側的主張は、有機農業は初期の転換期から次第に発展・成熟していく取り組みだという彼ら自身の経験則に基づいているのだ。彼らはその取り組みを特殊農法の開発という発想からではなく、農業の本来のあり方を回復し、展開させていく取り組みとして位置付けている。

法律論からすれば、有機農業はその是非を論じ、選択していくというステージはすでに終わり、有機農業は官民が一体となって推進していく大テーマとして位置付けられるようになっている。そして現在、有機農業推進への舵取りの下で、技術開発が重要課題とされるに至ったのである。とすれば、先に紹介した有機農業技術についての国側と民間側の認識の相違は、国側の認識段階から民間側の認識段階への発展的移行と、民間側認識を前提とした展開深化のシナリオのなかに整理され直していくべきだということになるだろう。

ここで上述した有機農業展開のプロセスを単純化して、作業仮説として図式化すれば、近代農業からの転換期→生産の展開期→安定した成熟期という3段階くらいに整理できるように思われる。有機農業技術開発も、有機農業のこうした展開プロセスに対応するものとして構想されていく必要がある。

こうした展開プロセスで、合成化学物質等の投入は排除され、転換期のさまざまなトラブルを乗り越つつ、有機質肥料等の資材の外部からの投入量は次第に減少され、圃場・農場の内部循環は次第に高度化し、病害虫は多発しないようになり、作物は作物自身の力で健全に生育するようになる。要するに、有機農業の技術形成とは、近代農業からの転換を踏まえた理想的な農業形態の創出ということなのである。各地の実践事例はそれは夢物語ではなく、現実の実現できることを教えている。

これらのことは技術戦略論としては次のように整理できる。すなわち、有機農業技術開発は、近代農業から有機農業への転換期の対応技術というステージと有機農業としての安定した展開・成熟に対応する技術形成のステージに区分され、しかも、転換期から展開・成熟期への移行も十分に意識していくことが求められている。農業技術論の特質という面から考えると、技術形成において時間的蓄積が基本的要素として組み込まれている、外部投入依存から圃場―作物系の生態的内部循環依存への転換が意図されている、農業生産過程と地域生態系形成との積極的連関が意図されている、などの諸点が指摘できる。端的な言い方をすれば、転換期には個別技術での対応も重視されるが、展開・成熟期には狭義の技術からの脱却も重要なテーマとなっていくだろう。

この点に関連して農水省の染英昭技術総括審議官（当時）が新聞のインタビューに答えて次のように述べている。注目すべき発言である。

「有機農業は民間の熱意のある人たちの手で推進されてきた。農林水産省はこれまで環境保全型農業の推進には取り組んできたが、この延長線上で有機農業が成り立つかというとなかなか難しい。有機農業に科学の目を当て、普遍化していく作業から取り組む必要がある」（『農業共済新聞』2007年5月23日号）

4. 有機農業技術論の特質と骨格³⁾

上述したような「展開・深化していく有機農業技術」という認識を前提として、各地の有機農業実践を踏まえて有機農業技術論の特質と骨格を整理すればつぎのように言えるだろう。

まず、有機農業において基本的前提となる事項としては、農薬や化学肥料、遺伝子組み換え技術を使わないという3点が挙げられる。さらに成熟した有機農業において共通して確認できる方向性として以下の諸点を挙げることができる。

- ①工業製品などの外部からの投入資材にはできるだけ依存しない。農場や農場周辺の自然や社会の範囲内での資材活用、できれば循環的活用を志向する。
- ②農業の基本を総合的な土づくり、すなわち圃場の安定的でかつ生産的にも活力ある生態系形成におく。圃場の生態系はできるだけ壊さず、時間をかけて育てていくことを目指す。生態系は基本的には生態系自体の運動と力によって自己形成されていくという認識を基本とし、人の役割を自己形成を助け、適切に誘導していくことにおく。作物栽培自体も生態系形成にできるだけ資するように組み立てていく。
- ③そのためには適切な低投入、土壌－作物栄養論的には適切な低栄養を基本としていく。施肥だけに頼ることをせず、施肥には循環促進的な補助剤としての位置付けをしていく。
- ④作物の生理生態的特質を適切に把握しつつ、作物の持つ本来の性質を活かし、作物の生命力を引き出していくことを栽培技術の基本におく。そのためには、低投入、低栄養は基本的な条件となっていく。一般論としては、根の張りの良い作物生育、疎植によるゆとりある生育環境の確保が重要な意味をもつ。作物の生育においては、セルロース生産（植物体の骨格作り）、タンパク生産（植物体の中身作り）、デンプン生産（植物体へのエネルギーの蓄積）が生育ステージに応じてバランスのとれた展開をしていくことに留意する。
- ⑤病虫害対策は、健康な作物生育の確保、安定した圃場生態系の確保によって病虫害多発の原因を除去することを基本におき、ある程度の発生があったとしても、圃場における天敵や作物自体の治癒力に依存して問題解決を図る。また、病虫害の発生等を単年度の事象として捉えず、長期的な安定生態系形成の視点で見えていく。
- ⑥雑草対策については、現状ではまだ多くの問題を残しているが、雑草の生育力は圃場の生物活性を示すものと理解し、雑草生育自体を敵視しない。雑草は多種の野生植物の群集であり、そのあり方は生態的な変化のなかにあることを適切に認識していくことが必要だろう。その上で、雑草と作物との競合を回避し、作物生産と雑草生態がともに良い圃場生態系を形成していくような技術方策の構築を目指す。
- ⑦圃場および圃場周辺の生き物の多様性に配慮し、生物多様性の保全に支えられた安定した生態系とその活力によって農業生産が安定的に展開していくという方向性のある技術方策の構築を目指す。
- ⑧作物栽培に当たっては、地域の自然条件、気候条件、伝統的な農耕体系、品種の選択、生産物を美味しく食べる消費者の食のあり方、生産における危険分散等々を多面的に配慮した、その土地に馴染んだ作型の確立を重視する。そのような作型とその経営的組み合わせこそ総合的な農業技術の結晶であると考ええる。
- ⑨農業経営のあり方としては、複合経営を基本とし、それをより能動的に組み立て、展開していくためにも畜産の包摂、畜産との適切な連携、すなわち有畜複合農業の構築を目指すことが必要である。
- ⑩種採り、育種については、農家自身がこの領域の技術を自らの技術として獲得していくことの意義を重視する。これは農がいのちの営みであることを農業者自身がしっかりと捉えていく上でたいへん重要な課題である。また、品種改良については、単なる生産性や耐病性、あるいはその他優良形質の導入ということだけでなく、有機農業で作りやすい品種、根の張りの良い品種の作出、さらには伝統的な文化価値としての在来品種の適切な保全などにも配慮していくことが必要である。
- ⑪有機農業は豊かな食と結びつくなかで発展、充実していく。有機農業と結びつく食は全体食を志向しており、いのち産物としての農産物はできるだけその全てを美味しく食べていくことを望みたい。有機農業はそのような食のあり方とそれに則した食の技術の高まりと共に展開していくことが望ましい。
- ⑫有機農業において労働の意味はたいへん大きい。人は農作業（労働）を通して作物、土、自然と交流していく。農作業は農業者の感性を育て、作物や田畑を丁寧に観察していくプロセスでもある。有機

農業においては労働は単なるコストとは捉えず、そこに積極的な意義をおいている。有機農業においては農作業が喜びと発見と充実のプロセスとして編成され運営されることを願っている。したがって有機農業においては近代農業のような単なる省力技術は追求されない。もちろん多労であることだけに意義をおくものではないが。

- ⑬農業は本来個々の圃場や経営だけで完結するものではない。特に日本の場合は、零細分散錯圃制という地域農業体制の下にあり、農業の地域的な展開の意味がたいへん大きい。また、有機農業が依拠する生態系は原理的にも地域生態系として存在している。有機農業圃場自体が地域の農業生態系の一部を構成していると考えるべきだろう。さらに、生物多様性の視点から重要視されている里地里山の保全にとっては、そこでの適切な資源利用と結びつけることが重要であることも明らかにされている。有機農業における里地里山に依存した資源利用はその意味からもたいへん重要な意味をもっている。こうした取り組みを地域的に広げながら、地域の自然、地域の林野とも適切に結び合った地域農法の形成と確立を目指したい。
- ⑭有機農業は、その時の生産だけでなく、5年後10年後そして100年後の農の豊かな展開を願って取り組まれている。その取り組みは、過去の数十年、数百年にわたる農人たちの暮らしとしての農の営みを継承したいと考えている。その意味で有機農業は広義の文化形成の活動であるとも言える。したがって有機農業の評価にあたっては、こうした長期の視点、世代を繋ぐ農の継承という視点、さらには文化形成の視点も欠かすことはできない。

最後に研究方法論についても一言しておきたい。

有機農業の技術論を仮に上述のように捉えたとすれば、そこでの研究方法論は、従来の要素還元主義的な方法論だけではすまないことは明らかだろう。方法論的視点からすれば、有機農業研究においては次のような諸点もよく認識されるべきだと思われる。

- ①有機農業においては、総合技術、複雑系の技術という視点を欠かすことはできない。
- ②有機農業においては、地域性、個別性の要素をポジティブなものとして位置付けなければならない。
- ③有機農業においては、時間的展開、短期的結果だけでなく、中長期的な展開過程への視野が不可欠となる。
- ④有機農業においては、そのような農業を意志をもって運営していく農業者の人間の要素を重視することが不可欠である。
- ⑤有機農業の技術開発においては、有機農業現場の主体性を尊重し、有機農業者との協働体制を組み、ボトムアップの方法論を重視することが必要である。

<参考文献>

- 1) 有機農業推進法の成立経緯やその意義については次の拙稿も参照されたい。
 - 中島紀一 「有機農業推進法制定の意義と今後への期待（上）「有機農業新世紀」がスタート」『農林経済』（2007年2月22日号）。
 - 中島紀一 「有機農業推進法制定の意義と今後への期待（中）有機農業推進の政策構想」『農林経済』（2007年2月26日号）。
 - 中島紀一 「有機農業推進法制定の意義と今後への期待（下）有機農業推進にかかわる政策的論点」『農林経済』（2007年3月1日号）。
 - 2) 「農を変えたい！全国運動」については、中島紀一編『いのちと農の論理―地域に広がる有機農業』（コモンズ、2006）を参照されたい。
 - 3) 有機農業技術開発の戦略議論については、日本有機農業学会編『有機農業の技術開発の課題（有機農業研究年報第7集）』（コモンズ、2007年）を参照されたい。
- また、次の拙稿も参照されたい。
- 中島紀一 「資源循環・環境創造型農業の技術開発への提言」『週刊農林』（2005年1月5日号）。
 - 中島紀一 「有機農業・環境創造型農業発展のための技術開発課題」『週刊農林』（2005年3月5日号）。

国側の技術開発リーダーからの問題提起としては丸山清明氏の次の論考がある。

丸山清明 「農業における技術革新の展望」『農林水産研究ジャーナル』30巻10号（2007年）。

有機農業推進法が施行されて一年

中 島 紀 一

(茨城大学農学部教授・全国有機農業推進委員会会長)

推進法施行一年

有機農業推進法ができて一年が経過しようとしている。推進法の施行で、民間と行政が協力し合って有機農業を推進していくことになった。これまでもっぱら民間の取り組みによって支えられてきた日本における有機農業の歩みを「有機農業第Ⅰ世紀」と位置付けるならば、有機農業推進法制定を期に始まろうとしているこれからの時代は「有機農業第Ⅱ世紀」とすることができる。

推進法は2006年12月6日に参議院本会議、8日に衆議院本会議で全会一致で採択され、12月15日に施行された。同法は超党派の議員連盟である有機農業推進議員連盟（会長：谷津義男議員、事務局長：ツルネンマルティ議員）の提案による議員立法である。

その主旨は、有機農業は正しい農業のあり方であり、それは国民が支持する取り組みであるから、国や自治体はそれを支援する施策を講ずべきだというものである。端的に言えば国に有機農業推進の方向で政策転換、政策修正を求めた法律と言うことができる。

「有機農業議連」の設立趣意書（2004年11月）にはその課題意識が次のように記されている。

「我々は、人類の生命維持に不可欠な食料は、本来、自然の摂理に根ざし、健康な土と水、大気のもとで生産された安全なものでなければならないという認識に立ち、自然の物質循環を基本とする生産活動、特に有機農業を積極的に推進することが喫緊の課題と考える」

本法の成立施行は、これまで困難ななかで有機農業に取り組んできた有機農業生産者に対して大きな励みとなった。これを期に、有機農業に後継者が増え、若い人材が多く参加するようになることを期待したい。

有機農業推進基本方針の策定

国は、同法施行を受けて直ちに国としての「有機農業推進基本方針」の策定準備に取りかかり、07年1月からの食料・農業・農村政策審議会生産部会での審議、2月末から3月上旬にかけてのパブリックコメントの実施を経て、4月27日に農林水産大臣名で同基本方針策定した。生産分科会の座長は生源寺眞一氏（東大教授）であり、この審議のために補充された臨時委員には有機農業者の金子美登氏が加わった。国は「基本方針」の審議会での審議と並行して有機農業者等との意見交換会を1月と2月に開催している。そこでは有機農業推進に関する民間の生の声が多彩に表明された。

国の「基本方針」の内容は以下のようになっている。

推進法に基づく政策方針であるから、法に定められた政策事項に直ちにに取り組むことは前提としつつも、2011年度までの5年間を有機農業推進第1期とし、大まかには本格的な有機農業推進のための準備期間と位置付けた。主な準備事項としては①国、地方ブロック、都道府県、市町村で、民間と行政が一体となった有機農業推進体制を組み立てる、②有機農業の技術開発の推進、③有機農業への参入、転換を円滑に進めるための体制づくり、④有機農業への理解を広げるための啓発活動の推進などが定められた。また、こうした施策を実施するために農林水産省は2008年度予算の概算要求として5億円を提出した。ちなみに有機農業推進を掲げて予算が付いたのは07年度が初めてで5400万円だった。

有機農業推進の取り組みが始まった

こうしたなかでいま、有機農業推進のための準備活動がかなり広範囲で開始されつつある。地域的には都道府県としての「有機農業推進計画」策定を目途とした有機農業関係者の連携体制づくりが活発に取り組みられ始めており、また、都道府県単位での取り組みを地方ブロックごとにネットワークしていこうとする試みも進んでいる。

国段階では、10月に「有機農業推進委員会」が設置された（会長：中島紀一、会長代理：金子美登氏）。農林水産技術会議や試験研究独立行政法人において、有機農業技術開発のための具体方針づくりの準備作業が開始されている。農水省本館にある「消費者の部屋」では10月下旬に「有機農業の世界」の企画展示が催され、話題を呼んだ。この企画は後述の全有協の協力によるものだった。

有機農業者側の全国段階の取り組みとしては、有機農業推進団体の全国的連携を図るために2006年8月に「全国有機農業団体協議会」が設立され、同協議会はさらにその取組を強め、有機農業推進の全国的推進拠点としての役割を果たすべく、07年10月には「NPO法人全国有機農業推進協議会」の設立（移行）が決められた（代表：金子美登氏）。また、有機農業技術の開発普及に関しては、06年年6月に「有機農業の技術確立のためのネットワーク」がスタートし、07年6月には「NPO法人有機農業技術会議」の設立（移行）が決められている（代表：西村和雄氏）。さらに有機農業者の同志的結集の場として06年12月に「全国有機農業者懇話会」が設立されている（代表：尾崎零氏）。

これらの民間の全国組織はいずれも「農を変えたい！全国運動」が提唱し、幅広い人々の参加によって確立されたものである。この運動は2004年秋にスタートした草の根のネットワーク運動で次の6項目を基本方針に掲げている。

＜農を変えたい！全国運動 基本方針6項目＞

- ☆ ひとりひとりの食の国内自給を高めます
- ☆ 未来を担う子どもたちにより良い自然を手渡すため、日本農業を大切にします
- ☆ 農業全体を「有機農業を核とした環境保全型農業」に転換するよう取り組みます
- ☆ 「食料自給・農業保全」が世界のルールになるよう取り組みます
- ☆ 食文化を継承する「地産地消」の実践を進めます
- ☆ 新たに農業に取り組む人たちのための条件整備を進めます

有機農業の技術開発への期待

国の「有機農業推進基本方針」では2011年までの第1期の重要取り組み課題として、民間との協働による技術開発の推進を位置付けた。

有機農業技術は、単なる無農薬無化学肥料栽培のための技術的ノウハウでも、有機JAS規格クリアのための技術集積でもない。有機農業は、自然の摂理を活かし、作物の生きる力を引き出し、健康な食べものを生産し、日本の風土に根ざした生活文化を創り出す、農業本来のあり方を再建しようとする営みである。有機農業技術はそのような有機農業の取り組みの中から創り出され、また、そのような有機農業を支え発展させていくための技術群に他ならない。

それはたとえば環境論的な倫理価値のために、農業の実際的な利を捨てるということではなく、有機農業の取り組みは、環境、食、暮らしに係わる倫理と利を同時に実現していく農業本来の王道を進もうとしている。それは、固定的な規格基準論への対応ではなく、取り組みと時間の累積の中から、安定的でかつ活力のある生産体系を拓き拡げていこうとする営みである。この点で、自然との結合から離脱し、外部からの資材導入に依存していく近代化慣行農業とは、技術路線において根本的に異なっている。

農水省の染英昭技術総括審議官は新聞のインタビューに答えて次のように述べている。

「有機農業は民間の熱意のある人たちの手で推進されてきた。農林水産省はこれまで環境保全型農業の推進には取り組んできたが、この延長線上で有機農業が成り立つかというとなかなか難しい。有機農業に科学の目を当て、普遍化していく作業から取り組む必要がある」（『農業共済新聞』2007年5月23日号）

注目すべき発言である。「基本方針」に基づくこれからの研究開発活動の中で、上述のような認識を踏まえて「有機農業の技術論的な解明」が位置付けられていくことを期待したい。また、民間との協働活動も成果を挙げて、誰でも安心して取り組める有機農業技術が各地に定着していくことを期待したい。

有機農業推進法の骨格

有機農業推進の4つの基本理念が定められた

誰でも取り組める有機農業
 国民の日々の食卓を創る有機農業
 消費者が農業を理解し、生産者と手を結ぶ有機農業
 自主性尊重の有機農業
 有機農業推進は国と自治体の責務となった
 有機農業推進は民間と行政の協働で取り組むことが定められた

国の有機農業推進基本方針の骨格

国も自治体も政策と計画をたてて有機農業を推進する
 2011年までの5年間を有機農業推進第Ⅰ期とする
 第Ⅰ期は本格的な推進のための準備期間と位置付ける
 第Ⅰ期の基本課題
 全国、地方、都道府県、市町村で民間との協働による有機農業推進の体勢を創る
 都道府県は民間との協働による有機農業推進計画を策定する
 民間との協働で有機農業技術開発を進める
 有機農業の担い手を育てる

第4回研究会出席者

座長	太田原 高昭	社団法人北海道地域農業研究所 所長
報告者	中島 紀一	茨城大学 農学部 学部長
<五十音順>		
新井	敏孝	株式会社北海道協同組合通信社 取締役 編集部長
川口	貞夫	全国共済農業協同組合連合会 北海道本部 普及部長
上宗	辰美	社団法人北海道地域農業研究所 研究部 特別研究員
黒澤	不二男	社団法人北海道地域農業研究所 常務理事
小南	裕之	北海道農業協同組合中央会 農業振興部 農業企画課長
斉藤	勝雄	社団法人北海道地域農業研究所 研究部 特別研究員（退職）
佐々木	正幸	社団法人北海道地域農業研究所 総務部長
佐野	卓見	ホクレン農業協同組合連合会 役員室 営農対策課 査査役
佐野	肇	ホクレン農業協同組合連合会 役員室 次長
鈴木	啓徳	ホクレン農業協同組合連合会 役員室 営農対策課 査査役
須谷	貴司	北海道信用農業協同組合連合会 農業融資部 部長代理
寺口	隆広	北海道農業協同組合中央会 農業振興部
寺田	久光	全国共済農業協同組合連合会 北海道本部 普及部 審議役
長尾	正克	札幌大学 経済学部 教授
中山	忠彦	社団法人北海道地域農業研究所 研究部 特別研究員（現研究部次長）
奈良	孝一	社団法人北海道地域農業研究所 研究部長（退職）
堀田	健司	ホクレン農業協同組合連合会 農業事業本部 種苗園芸部市場販売課査査役
矢野	実	社団法人北海道地域農業研究所 専務理事
和田	好充	社団法人北海道地域農業研究所 研究部 次長（現研究部長）
事務局	井上 誠司	社団法人北海道地域農業研究所 研究部 主任研究員



お母さんの味

「花茶のチャレンジ」

新規就農について思う

「花茶」 小栗美恵

ある日、数回しか会ったことがない女性が尋ねてきて、「小栗さんのような生き方をしたいから、目標だから…」と、私に小さくつぶやきました。

彼女と知り合ったのは、ある直売店で見つけたお花がキツカケ。それほど親しく会話を交わした訳ではなかったけど、何度かお花を求めているうちに、私が花茶の経営者と判り声をかけられたのでした。私も彼女が新規就農して頑張っていることを知りました。

向かい合った顔は、真剣な表情の中に、ちょっと暗さと強い意志が感じられて、農業の道に入ったばかりの頃、あの頃、挫折しかけた自分の胸の内を垣間見たような感じで

した。

道内に限らず日本中で新しい農業の担い手を必要とし、それに向けての政策や支援が始まっています。

知識がある訳ではないけど、女性の立場からこの問題に関わって欲しいという依頼を受けて、何度か「新規就農に関わる支援対策」関係の集まりに顔を出す機会がありました。

関わりと共に、荒れた農地や離農していく農家の問題だけに限らず、輸入食品の不安や食料の自給、農作物の正当な評価や価格、労働力の高齢化、後継者問題など関連する社会問題も私の関心事になってきました。

また、農村の持っている癒しや創造のはたらきが人間にどれ程の影響力を持っている



小栗美恵（おぐり みえ）さん

高知県生まれ。

22歳で大阪万博で知り合った酪農家のご主人の故郷北海道に嫁ぐ。

平成2年にイチゴ狩り農園・ゆでトウモロコシ販売を始めた。

平成8年6月に地元の商材を使ったアイスクリームの店「花茶」をオープン（(有)ファーム花茶は平成14年に登録）。

ホクレン夢大賞など数多くの農業賞を受賞。

役職は北海道指導農業士、ケータリング美利香代表、女性農業者倶楽部（マンマのネットワーク）副会長など。

趣味は草木染め、機織りなど。

かなど考えるようになりました。

我が家の回りでもこの十年の内に大半の農家が離農してしまいました。

畑の草がどうのこうのや、出面さんの引っ張り合い、また、作物の出来の良し悪しや気候の話など、顔を合わすたびに「農業、農作物」の話題で過ごしてきた仲間が、身を切るような思いでこの仕事から離れていくのを何度もシンドイ思いをして眺めてきました。

言葉では表わせない、何とも寂しい虚しい感情になったものです。

先祖から受け継いできた農地、家屋、農業機械などや、営農する為に長年積み重ねてきた勘やチエ、技術、手腕は、

新規に就農した人にポイと受け渡されるモノでなく、その人たちが新たに挑戦することは、かなりのリスクを背負うことです。加えて、自然や風土を相手にするのですから。それでも、農業に夢を託して入ろうとする人達が多いことを知りました。

「北海道で農業をしたい」と言って、本州から来た若い夫婦、「こんな処で土を相手に第二の人生を送りたい」と言って来た定年就農を目指すご夫婦。

ショッパイ海を渡ってきて、農業者になろうとした一匹狼の女性とも知り合いました。

でも、私の識った彼らは、みんな挫折感を背負って「農業」に見切りをつけてしまいました。

農業の敷居が高い？農地は容易くは手に入りません。新規に始めようとする人たちは、そうそう立地条件の良い農地が手に入らないし、経済面なども含めて高いハードルがあるようです。

農業に興味があつて来たけど、農地が高すぎる、農業者になるまでの過程が困難だから諦めたという声も聞きました。

農業技術を学ぶ場、受け入れ農家を探すのにも困難があるようです。また、地域に馴染めない、受け入れられなかったという声もありました。この数年、新規就農を果たしたご家族に会うことも多くあります。

小さな経営規模ながら有機栽培や低農薬野菜の栽培に励み、徐々に名前を売り存在感

のある農家に育っているご家族も識っています。

どんなにか、ご苦労されて今の位置に立たれていることだろうと敬意を込めて思います。

新規就農を目指す人達を受け入れた農家側にも受け入れることの困難さがありました。

農業と一括

りにいっても、その中には酪

農あり、畑作あり、稲作あり、またそれらを細かく分けてみると肉牛なのか搾乳なのか、選択肢が多く、新規就農を目指す人が何を選択しているのか、選択しきれないまま飛び込んでくることが多いようです。



漠然とした希望だけで入ってこられても困ります。

また、農業者は技術者であり、労働者であり、経営者でありオールマイティさを要求されるのです。女性には、さらに母親、主婦の役割も付加されます。

どういう農

業をしたのか、作物を作る技術を身につける以上に農業への意識

や知識、目指す目標や資金問題などについてしっかりと考えた考えを固めることが大切だと感じます。

私たち既存の農業者は、農地を進んで貸してあげたり、農機具なども貸してあげられるような関係、地域で受け入

れる体制を築き、支援や応援を厭わない気持で対応したいものです。

農業は「いのち」のみなもとなのに、その担い手は、もうどこにもいなくなりつつあります。

自給率二〇〇%といわれる北海道に担い手がいなくなるということは、大きな社会問題です。

新しい担い手を受け入れ、育成していく仕組みを、地域が本腰で取り組むのに、今、早すぎるということではなく、いや、むしろ遅いとも思われます。

頭をあげて、明るく会話のできるような新規就農女性とたくさん出会えるような北海道農業になればこんな嬉しいことはありませんよね。

福島県農業の現段階と農協組織の戦略課題 その2

—JA 伊達みらいにおける営農経済・組織対策—

福島大学 経済経営学類 准教授

小山 良太

3. 広域合併農協における事業組織再編のあり方

—福島県JA伊達みらいの組織対策—

地域農業の後退、農協をめぐる環境変化の中で、JA伊達みらいでは、地域農業の担い手、農業振興の中核を地域の農家（集落の農家）に任せるのではなく、言い換えれば、新規投資・更新のリスクを個別農家に負わせずに、農協自身がリスクを負い、地域農業の投資主体としての責任を負っていくという方向性を示している。その具体的内容が、組織・事業における営農経済部門の重点化であり、営農指導員巡回制度の強化である。さらに、品目横断的経営所得安定対策を機に、農協が受け皿法人を設立することで、集落営農設立などの農家負担を軽減させ、さらに農協直営の農業経営法人としての展開も視野に入れている。

このような地に足のついた、地域に根ざした取り組みを実践する中で、組合員の農協活動（事業利用だけでなく）への参加意識は高く、満足度も県内一という状況を作り出している。職員を現場に配置し、恒常的に意向吸収をしていくボトムアップ型の組織機構を整備することで、新しい事業展開を可能とし

小山 良太（こやま りょうた）氏



生 年：1974年東京生まれ
最終学歴：北海道大学大学院農学研究科・博士（農学）
専門分野：農業経済学、協同組合理論、地域政策論

◆主な委員

福島県米需給情報検討会議・会長（2006年～）
日本軽種馬協会基金運営委員会・理事（2006年～）

◆主な業績

「経営所得安定対策と集落営農の課題」『東北農業経済研究』第25巻1号（通巻50号）、東北農業経済学会、2007年8月、pp.17-26.
『競走馬産業の形成と協同組合』日本経済評論社、2004年6月、220頁。

ているのである。

J A伊達みらいでは、営農経済事業に力点をおき、正組合員数の維持を図っている。多くの合併農協が、部会統合の問題でつまづいている状況にある中、J A伊達みらいでは、再組織化を進めることで、新たな農協組織基盤としての位置づけを明確にしているのである。これを可能としたのは、営農指導員の恒常的巡回制度である。組合員と接する回数を増やし、コミュニケーションを恒常的に図ることで、事業推進上の課題を浸透させ、また、組合員意向を恒常的に吸収することを可能としている。

1) J A伊達みらいの概況と地域農業の課題

(1) 農協合併と地域概況

J A伊達みらいは、一九九五年に近隣六農協（保原町、桑折町、国見町、伊達町、霊山町、月舘町）と、一九九七年には梁川農協と合併を実施しており、七農協の合併により誕生した広域合併農協である。現在（二〇〇七年）は、組合員戸数一五、五七一戸（正組合員一〇、二九五戸・准組合員五、二七六戸）、販売取扱高一三億九、二二三万円、購買取扱高七六億一、一二〇万円と、福島県内でも上位に位置する大規模農協となっている。市町村区分では、伊達市、桑折町、国見町が含まれる。

J A伊達みらいの農業は、米（六億円）、きゅうり（一七億円）、いちご（九億円）、もも（三二億円）、あんぼ柿（一九億円）の五品目を中心に、りんご、ぶどう、花き、えんどう類、菌茸類、畜産など、様々な作物が栽培されている。特にあんぼ柿の取扱高は全国一であり、冬の果実の代名詞として福島県の特産品にもなっている。

J A伊達みらい管内の農業の特徴は、園芸・果樹を主品目としている点にあり、水稻を中心とした福島県内他農協と比べると組織機構、営農指導等の面で特徴的な点がある。結論を先取りして述べると、J A伊達みらいではきめ細かい営農指導サービスの拡充を基盤として、組合員組織との関係強化、各種事業への波及を実現しており、このことは農協合併後もより強化されている。この点において、J A伊達みらいは、旧来型の米肥農協的な事業構造・組織運営に特徴付けられる福島県農協においては、特殊な存在であるといえる。

(2) J A伊達みらい管内農業の課題

管内の人口動態をみると、二〇〇五年水準で九二、九九七人であったものが、二〇一〇年では八六、三六七人、二〇一五年では七九、七三七人と一万人規模で減少すると予想されている農家人口も同様であり、二〇〇五年水準の一、二、六九六

から二〇一五年では九、一五一人と十年で約三、五〇〇人の減少が予測されている。

遊休農地も拡大傾向である。一九八六年には三一三haであったものが、一九九五年には一、〇〇八haとなり、二〇〇五年では一、〇四九haにまで増加している。

一方で、地域農業を担うと目されている認定農業者をみると、二〇〇二年には六一三人、二〇〇六年では六五五人と大幅には増えていない状況である。

規模別農家の動向をみると、売上高八〇〇万円以上層が増加傾向にある一方、一〇〇万円以下層、一〇〇～七九九万円の間層が減少傾向にあり、農協組合員の中核を担う中間層の下落が顕在化している。

2) 組合員の動向と農協事業の特徴

表4からJ A伊達みらいの組合員数の動向をみると、合併年である一九九五年には、正組合員八、六三一人・准組合員四、七二四人であった。これが、一九九七年の梁川農協と再合併を経て、二〇〇七年は、正組合員一一、二四〇人・准組合員九、五三五人となっており、合併後も決して減少していない。近年の傾向をみても、正組合員数は横ばい、准組合員数は増加となっている。

表4 組合員数の動向

(単位：人・%)

		1995年	1998年	2004年	2005年	2006年	2007年	2005/1998年
伊達みらい	正組合員	8,631	11,473	11,345	11,302	11,253	11,240	-1.5
	准組合員	4,724	7,468	8,897	9,053	9,262	9,535	21.2
	合 計	13,355	18,941	20,242	20,355	20,515	20,775	7.5
福島県の 農協	正組合員	163,373	162,110	157,013	155,384	—	—	-4.1
	准組合員	62,875	75,863	85,693	86,592	—	—	14.1
	合 計	226,248	237,973	242,706	241,976	—	—	1.7

資料：JA 伊達みらい業務資料および福島県『農業協同組合要覧』より作成。

注1) 6JAの合併は1995年、1997年に梁川農協と再合併している。

2) 年度は2月末の数値である。

表5 支所別にみた組合員数の増減

(単位：人)

		1995年			2007年			2007－1995年（除：梁川）		
		正組合員	准組合員	合 計	正組合員	准組合員	合 計	正組合員	准組合員	合 計
保 原	2,105	1,259	3,364	2,126	2,992	5,118	21	1,733	1,754	
桑 折	1,683	836	2,519	1,631	1,721	3,352	－52	885	833	
国 見	1,795	854	2,649	1,813	1,542	3,355	18	688	706	
伊 達	713	517	1,230	669	1,217	1,886	－44	700	656	
靈 山	1,558	904	2,462	1,542	1,912	3,454	－16	1,008	992	
月 館	777	354	1,131	761	910	1,671	－16	556	540	
梁 川	－	－	－	2,981	3,413	6,394	－	－	－	
合 計	8,631	4,724	13,355	11,523	13,707	25,230	－89	5,570	5,481	

資料：JA 伊達みらい業務資料より作成。

注1) 2007年の数値は、農協資料2007年11月末の集計値である。

2) 2007年に員外利用規制への対応として准組合員化を推進した。

3) 本所は保原に置かれている。

表4右の二〇〇五年／一九九八年の組合員減少率をみてみると、福島県の農協全体では、マイナス四・一％、一四・一％、一・七％となっており、正組合員の減少と准組合員の増加が示される。これに対し、JA伊達みらいでは、正・准・計それぞれ、マイナス一・五％、二一・二％、七・五％となっており、正組合員の減少に歯止めがかかっている点と准組合員の増加がみてとれる。JA伊達みらいでは、組合員数の維持・向上が図られているといえる。

農協合併の問題として、旧農協が本所になるか支所になるか、あるいは本所との距離（事業的、組織的）がどの程度にあるのか、組合員離れを引き起こす要因になりかねないという点である。ここでは、支所別の組合員数の変化をみることで、間接的に農協と組合員の関係を把握する。

表5によると、全体では正組合員が減少、准組合員は大きく増加となっている。旧農協別・正組合員では、四地区が減少、二地区が増加となっている。本所との距離が離れている月館、靈山地区でも正組合員数は大幅には減少していない。農家組合員である正組合員数がほぼ全ての支所で維持されているという点特徴的である。続いて、表6からJA伊達みらいの主な事業概要の推移をみていく。七農協が合併した一九九八年基準と比較して、増加傾向にあるのは、貯金残高、貸出金残高である。

表6 JA 伊達みらいの主な事業概要

(単位：億円)

	1995年	1998年	2004年	2005年	2006年	2007年
貯金残高	606	841	990	1,001	1,017	1,063
貸出金残高	155	242	244	258	282	288
長期共済保有高	6,412	9,181	8,948	8,825	8,774	8,593
販売取扱高	98	135	108	120	106	116
購買供給高	59	78	76	77	77	74

資料：JA 伊達みらい業務資料より作成。

表7 JA 伊達みらいの役職員数の推移

(単位：人)

項目\年次	1995年	1996年	1997年	1998年	2001年	2002年	2004年	2005年	2006年	2007年
理事	27	27	35	35	32	33	33	34	33	34
監事	7	7	8	8	8	8	8	8	8	8
合計	34	34	43	43	40	41	41	42	41	42
職員	409	367	462	444	417	393	403	397	385	377
臨時職員			144	144	150	158	164	167	178	192
合計			606	588	567	551	567	564	563	569

資料：JA 伊達みらい業務資料および福島県『農業協同組合要覧』より作成。
注）6 JA の合併は1995年。1997年に梁川農協と再合併している。

一方で、販売取扱高、購買供給高は若干減少傾向にある。しかし、販売事業、購買事業に関してみると、福島県の農協全体では、一九九五年から二〇〇三年にかけて、それぞれマイナス二・八・二％、マイナス三九・四％と大幅に事業量を減らしている。これを鑑みると、JA 伊達みらいでは、販売事業一〇〇億円規模、購買事業七〇億円規模をほぼ維持しており、二〇〇六年・二〇〇七年対比では増加に転じている点が特徴的である。

長期共済保有高は全国的な農協事業の傾向と同様に大幅な減少を示している。

表7はJA 伊達みらいの役職員数の推移を示している。職員数は大きく減っており、合理化型の合併を推進しているわけではないことが伺える。

表8は、JA 伊達みらいの部門別損益をみたものである。部門の特徴としては、販売事業・購買事業を農業関連のものと、生活事業関連のものに区分し、部門構成を組んでいる点が挙げられる。事業収益段階では、実額・寄与率ともに農業関連事業の額が大きい。事業直接費を差し引いた事業総利益段階では、信用から生活まで、ほぼ二〇％台で横並びの寄与率となる。経済事業を含む農業関連・生活関連部門では事業直接経費が嵩むため、総利益段階では信用・共済の寄与率が向上する。事業管理費配賦後の事業利益段階では、共済事業の寄与率が七一・九

表8 JA 伊達みらいの部門別損益（2006年）

（単位：千円、％）

	合 計	信 用	共 済	農業関連	生活その他	営農指導
事業収益	12,217,202	1,416,676	1,425,879	4,715,936	4,636,367	22,344
事業総利益	4,709,053	1,182,973	1,341,924	1,235,875	976,019	-27,738
事業管理費	3,954,009	1,006,757	798,687	898,500	960,819	289,246
事業利益	755,044	176,216	543,237	337,375	15,200	-316,984
経常利益	844,862	218,198	556,715	359,378	26,088	-315,517
税引前当期利益	809,210	253,082	536,179	334,670	4,927	-319,648
営農指導配賦額		39,935	42,616	200,652	36,443	319,648
営農指導配賦後税引前 当期利益	809,210	213,147	493,563	134,018	-31,516	—
寄与率						
事業収益	100.0	11.6	11.7	38.6	37.9	0.2
事業総利益	100.0	25.1	28.5	26.2	20.7	-0.6
事業管理費	100.0	25.5	20.2	22.7	24.3	7.3
事業利益	100.0	23.3	71.9	44.7	2.0	-42.0
経常利益	100.0	25.8	65.9	42.5	3.1	-37.3
営農指導配賦額	100.0	31.3	66.3	41.4	0.6	-39.5
営農指導配賦後税引前 当期利益	100.0	26.3	61.0	16.6	-3.9	—
配賦割合						
共通管理費	—	25.5	21.0	26.8	22.6	4.1
営農指導事業	—	12.5	13.3	62.8	11.4	—

資料：JA 伊達みらい業務資料より作成。

注）事業管理費は共通管理費配賦後の数値である。

％と最も高く、次いで農業関連事業が四四・七％となっている。営農指導配賦後税引前当期利益段階の部門別寄与率では、共済六一・〇％、信用二六・三％、農業関連一六・六％、生活関連マイナス三・九％となっている。営農指導事業配賦割合は農業関連事業が最も高く、六二・八％となっていること考慮すれば、農業関連事業の健闘ぶりが伺える。後述するように、JA伊達みらいでは、営農生活部門に重点を置いた組織機構、事業推進、組合員組織対策を実施しており、このような部門別損益の構成は積極的な事業展開の結果を反映したものであると考えられる。以上のように、JA伊達みらいでは、営農経済事業に力点を置き、正組合員数の維持を図っている様子が伺える。以下では、このような事業・組織の内容について詳しくみていく。

3) JA伊達みらいの組織機構の特徴

(1) 人員配置と営農指導重点化

JA伊達みらいの組織機構は、図8に示すように、大きく金融・総務部門と営農・経済部門に分かれている。本所の段階では、金融・総務部門職員七八名、営農・経済部門職員一一〇名となっており、営農経済部門への積極的な人員配置が特徴的である。ここで、福島県『農業協同組合要覧平成十七年度版』における福島県農協職員配置とJA伊達みらいの職員配置を比較

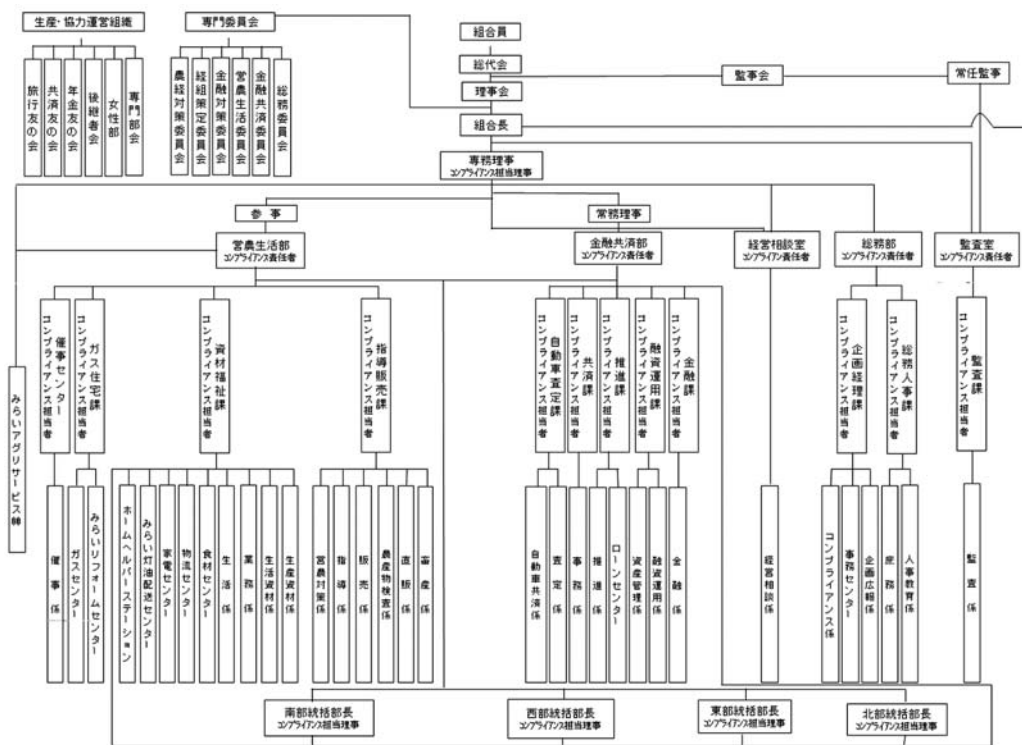


図8 JA伊達みらいの組織機構(2007年)

資料：JA伊達みらい業務資料より作成。

してみる。福島県では、金融部門職員二、六六一人、営農経済部門職員一、二九九人であり、金融部門／営農経済部門職員比は〇・七七となっており、金融部門重点である。一方で、JA伊達みらいの金融部門／営農経済部門職員比は、一・四一となっており、営農部門の比率は県全体と比較しても極めて大きい。

本所支所の機構で特徴的なのは、四つのブロックに統括本部を配置し(図中下段)、その下に旧農協ごとの営農センター(七箇所)を統合し配置している点である。これは前掲表2における③分散集約型営農体制であり、旧農協を超えて事業体制を再構築したものである。

図8-1は、各支所とブロックごとの統括本部の関係を示したものである。営農センター(図中では一つだが複数地区もある)と各支所(金融共済窓口)をブロックごとに統括している。営農センターでは、各センターごとに営農指導員、販売担当を配置しており、現場レベルに職員を配置している。

JA伊達みらいでは、七つの営農センターを設置しており、指導員数四二人となっている。営農指導個別巡回制度を導入しており、指導員一人当たり対象農家

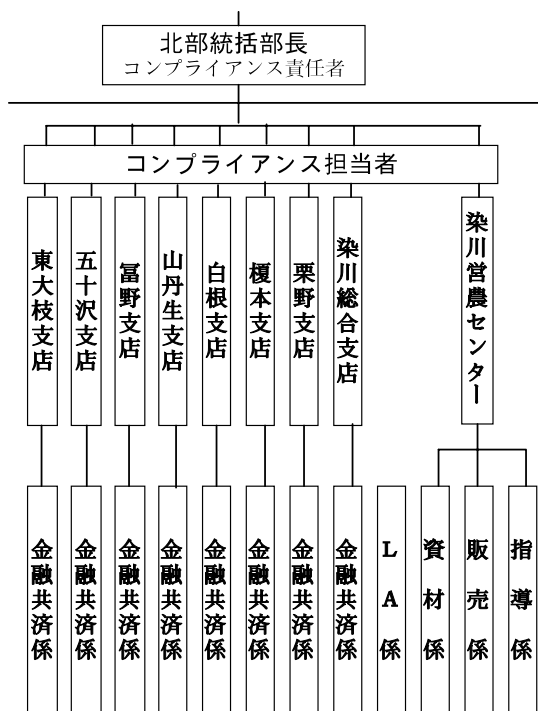


図8-1 支所機構

は二五戸に設定している。これは地域の主業農家を一、〇〇〇戸と想定し、それに対応した指導員を配置するという制度である。センター配置の全指導員がこれにあたり、すべて専任職員である。月平均の対象農家巡回指導数は一回以上となっている。表9のように、営農センターの指導員は担当する主業農家の売り上げ目標を設定・管理し、指導にあたっており、このことが農協販売事業の総額を維持・向上させる要因となっている。具体的には担当する二五戸のうち作物別に五戸をモデル農家として選定し、定期的・重点的に巡回指導を行うことで、大規模

農家、先駆的農家の農協離れを食い止め、むしろ積極的に事業量向上に努めているのである。

また、営農指導員の資質向上を図るために先進農家への研修制度を実施しており、現在十二人がこれに参加している。研修指導員は、指導経験が浅い職員（三年以下）であり、この制度によって重点的に指導技術の向上を図っている。

福島県『農業協同組合要覧平成十七年度版』における福島県の農協合計での総職員対指導員割合は六・八％であり、伊達みらいは七・四％となっている。

表9 JA 伊達みらいの営農指導体制

	指導員数	研修中	配置内容	2006年実績	2007年計画
本店指導販売課	4		作物内容		
保原営農センター	7	内 2	作物内容	21.8	22.2
桑折営農センター	5	内 1	作物内容	15	14.1
国見営農センター	5	内 2	作物内容	15.4	17.2
伊達営農センター	2		作物内容	5.7	6.2
霊山営農センター	5	内 1	作物内容	16.8	17.4
月館営農センター	2		作物内容	6.6	6.5
梁川営農センター	12	内 6	作物・支店担当	34.2	34.2
	42	内 12		115.8(億)	118.3(億)

資料：JA 伊達みらい業務資料より作成。

注）福島県農協合計での総職員対指導員割合は6.8％であり、伊達みらいは7.4％となっている。

(2) 営農生活事業の充実

図8-2は、JA伊達みらいの営農生活部の機構を示したものである。営農生活部は、大きく指導販売部（十八人）と資材福祉部（五七人）にわかれる。指導販売部では、畜産係一人、直販係一人（インターネット販売）、農産物検査係一人（米の検査）、販売係五人、指導係五人、営農対策係三人となっている。ここでの販売、指導係は、営農センター体制の中でも本所への配置職員という性格であり、各営農センターの上部組織ではない。資材福祉課は、資材購買部門と地域福祉的活動を統合した部署であり、JA伊達みらいの組織においては特徴的な部門となっている。係単位でみると、人員配置の多い部署から、物流センター十九人（資材の搬送）、食料センター十三人、ホームヘルプステーション八人、みらい灯油配送センター五人となっており、主業農家だけではなく、地域住民の生活全般に関わるサービスを幅広く展開していることが伺える。なかでも特徴的なのは、食料センターであり、これは、「生協の宅配・共同購入」的な事業であり、現在約九〇〇戸が利用している。また、ホームヘルプス

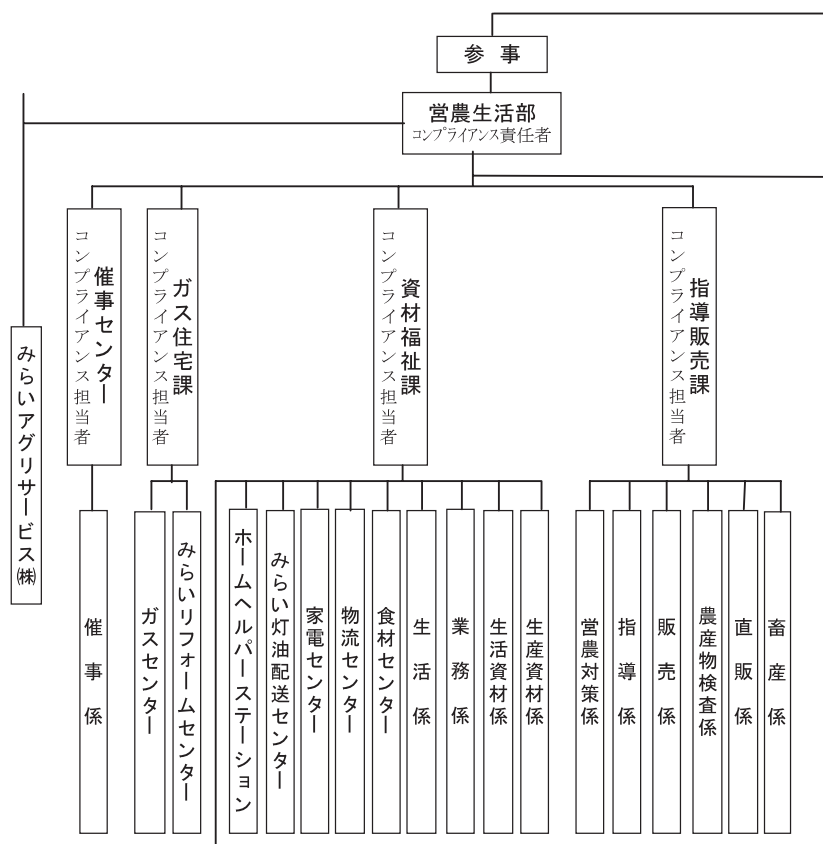


図8-2 JA伊達みらいの営農生活部

テーションでは、約二〇〇戸の訪問介護を実施している。

(3) 直売所の充実

福島県の農協では直売所の充実を農協組合員対策の重点施策として推進している。近隣のJA新ふくしまでも五箇所の直売所を運営し、来客数、売上高ともに順調に推移している。福島市近郊のJA伊達みらい管内でも、直売所の需要は高く、現在七箇所の直売所を運営している。これらは旧農協管内の管轄する営農センターのよって、それぞれ運営されている。

直売所の運営主体は①農協、②農協の組合員（女性部、青年部等）、③第三セクター、④任意団体など様々であり、運営方法も多様である。多くは次の四つの方式を取っている。

- ①農協がファーマーズマーケットを開設し、登録農家からの農産物の出荷を受け販売
- ②女性の生産者一〇〇名だけで自主的に運営し、地場農産物とともに、加工して付加価値販売
- ③エコファーマーとして大部分の生産物（野菜）を農協の運営する直売所や量販店に出荷するとともに、一部学校給食にも提供
- ④農協が直売所で地場農産物を販売するとともに消費者等への産直方式による販売も実施

JA伊達みらいでは、六つの直売所で①の方式を採用し、タンプオ直売所（梁川町）のみ④の方式をとっている。①ファーマーズマーケット方式では、各地区の女性部が登録組合員として位置づいており、農協の組織として活発な活動を展開している。

(4) 生産部会の統合と再組織化

以上のように直売所の展開により、女性部を基盤的な農協組織として位置づけ、農協事業と組合員の関係強化を図っている。さらに、JA伊達みらいでは、生産部会の統合と再組織化を核として、農家組合員との関係強化を推進している。

表10は、JA伊達みらいの部会組織の統合・再組織化の状況を示したものである。これによると、ぶどう部会、稲作部会を除く全ての部会組織が、合併後の新しい農協組織として再編されているのがわかる。稲作部会については、部会統合を図る必要は無く、連絡協議会段階で十分であるという認識がある。

4) みらいアグリサービス(株)の設立と

農協による地域農業振興

JA伊達みらいでは二〇〇六年七月十九日に地域農業の将来を見越して「農協出資型農業生産法人」（みらいアグリサービ

表10 JA 伊達みらいにおける合併後の部会組織の再編

生産部会	部会員数（人）			部会の統合（統合○、未統合×）		
	2007年	1998年	1995年	2007年	1998年	1995年
もも生産部会	1,689	1,891	2,064	○	○	×
あんば柿生産部会	991	1,229	705	○	×	×
プラム生産部会	385	917	838	○	○	×
さくらんぼ生産部会	129	187	200	○	○	×
いちご生産部会	212	297	289	○	○	×
にら生産部会	222	380	292	○	○	×
春菊生産部会	332	—	—	○	—	—
メロン生産部会	28	61	41	○	○	○
アスパラ生産部会	23	24	24	○	○	○
わさび生産部会	278	345	385	○	○	×
原木しいたけ生産部会	71	189	—	○	○	—
菌床きのこ生産部会	30	41	—	○	○	—
和牛繁殖部会	37	60	72	○	○	○
和牛肥育部会	15	36	30	○	○	○
養蚕部会	10	46	68	○	○	○
りんご生産部会	221	426	453	○	○	×
きゅうり生産部会	642	689	548	○	×	×
ぶどう部会連絡協議会	124	185	125	×	×	×
稲作部会連絡協議会	2,150	5,024	1,500	×	×	×
協力組織						
女性部	3,235	4,403	3,900			
青年部	50	165	77			
ふれ愛グループ	287	261	96			
年金友の会	12,429	11,669	7,714			

資料：JA 伊達みらい業務資料より作成。

ス(株)を設立した。農協自らが地域の担い手として農地を借り受け農作業受託を実施し、農業経営を行うという地域営農システムである。農業環境、特に高齢化や担い手不足・遊休農地の増加等地域を取り巻く農業の将来と、二〇〇七年度より新たに導入される「水田・畑作経営所得安定対策（品目横断邸経営安定対策）」の受け皿法人として機能を果たしている。現在は六人体制で運営している。

「みらいアグリサービス(株)」の主な事業は①農作業受託に関する事業、②農業経営に関する事業、③遊休農用地利活用に関する事業、④農産物の加工・販売に関する事業、⑤労働力斡旋等となっており、現段階では①⑤を先行して実施しており、二〇〇七年度からは、④農産物の加工・販売に関する事業にも着手している。

(1) みらいアグリサービス(株)の設立契機

JA 伊達みらい管内は県内有数の果樹地帯として果樹・水稻・野菜を基幹作物として、畜産・花きなど地域の農業生産に即した複合経営が行われているが、近年、農業従事者の高齢化や都市化などによる担い手不足と、それに伴う遊休農地の増加など、地域農業の抱える課題が散見される状況であった。それに加え、認定農業者や集落営農組織などの担い手を加入対象と

した品目横断的安定対策等の農業施策に対応した新たな生産体制の構築、農業の担い手育成支援などの対策が求められている状況であった。

そこで、JA伊達みらいでは、これらの課題への対応として、農業経営基盤強化促進法に基づき、自らが農地保有合理化法人として（二〇〇六年十一月二日県知事承認）、農家間の農地の賃貸借の支援を行うほか、農協の子会社（農協出資型農業生産法人）として『みらいアグリサービス(株)』を設立、農作業受託を含む農地の受け手を確保することにより、効率的な地域の農業生産体制を確立することを目指している。

農業経営基盤の強化の促進に関する市町村基本構想との関係では、伊達市、桑折町、国見町では、それぞれの農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想において、市町村を区域とする農地保有合理化法人にJA伊達みらいを位置づけ、「特定遊休農地の解消などに係る主要関係機関としてその役割を担うこと」とされている。各市町の基本構想における要活用農地面積等は以下のとおりである。遊休農地等は伊達市一、一三三ha（うち要活用農地四四一ha）、桑折町九〇ha（うち要活用農地三六ha）、国見町三七ha（うち要活用農地七ha）となっている。現在の活用内容及び今後の展開方向にみると、農業生産法人みらいアグリサービス(株)は、自らが農業経営を行い、管

内の認定農業者として農地を借り受け、また、農作業を受託して地域農業の維持発展を担うこととしている。具体的には、二〇〇七年度から導入される品目横断的経営安定対策に対応した水田農業（米及び転作麦・大豆）維持のための農地借り受け、作業受託のほか、農業労働力調整事業や農産物加工事業など新たな事業分野にも取り組む。実際の耕作作業に際しては、地元の認定農業者や作業受託組織等の雇用、あるいは委託などにより、地域との共存と担い手の育成を図りながら進めることとしている。また、これらの事業の実施は、農地保有合理化法人としての農協と、みらいアグリサービス(株)が連携して農用地の流動化や効率的な生産体制確立に取り組む中で、現在遊休化した要活用農地の活用や、耕作者の高齢化や労働力不足などにより遊休化のおそれがある農地の流動化にも資するものと期待されている。

二〇〇七年二月までの事業実績をみると、品目横断的経営安定対策加入では、平成二〇〇七年産秋まき麦六・七ha（加入に向け、みらいアグリサービス(株)に利用権を設定）となっている（表11）。

転作の方式は、みらいアグリサービス(株)が一括して、麦・大豆の利用権設定を受ける。しかし、実際の作業に関しては、既存の転作組合に再委託するという方式を取っている（表11の②

表11 みらいアグリサービスの農地保有合理化事業(利用権設定等)実績概況：2007年

①みらいアグリサービス株式会社

(単位：10a、件)

項 目	総 面積	利用権設定											作業受託			
		面積 計	件 数	田				畑					田			
				水稻	麦	大豆	その他	桃	柿	馬鈴薯	加工 トマト	人参	件数	麦	件数	大豆
保原	20	20	6	0	0	15	0	0	0	4	0	2	0	0	0	0
柳川	217	144	98	0	2	132	0	0	2	2	6	0	0	0	47	73
霊山	5	2	2	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	2	3
桑折	143	98	53	0	1	97	0	0	0	0	0	0	1	2	16	43
国見	178	117	69	0	64	53	0	0	0	0	0	0	18	31	16	29
合計	563	382	228	0	67	298	0	0	2	6	6	2	19	33	81	147

②その他一般

項 目	総 面積	面積 計	件 数	利用権設定							
				田				畑			
				水稻	麦	大豆	その他	桃	柿	馬鈴薯	加工 トマト
保原	2	2	2	0	0	0	2	0	0	0	0
柳川	16	16	7	13	0	0	1	1	0	0	0
霊山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桑折	18	18	5	3	0	12	0	3	0	0	0
国見	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	35	35	14	16	0	12	3	4	0	0	0

③合計 (①+②)

項 目	総 面 積	利用権設定											作業受託			
		面 積 計	件 数	田				畑					田			
				水稻	麦	大豆	その他	桃	柿	馬鈴薯	加工 トマト	人参	件数	麦	件数	大豆
保原	22	22	8	0	0	15	2	0	0	4	0	2	0	0	0	0
柳川	233	160	105	13	2	132	1	1	2	2	6	0	0	0	47	73
霊山	5	2	2	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	2	3
桑折	160	116	58	3	1	109	0	3	0	0	0	0	1	2	16	43
国見	178	117	69	0	64	53	0	0	0	0	0	0	18	31	16	29
合計	598	417	242	16	67	310	3	4	2	6	6	2	19	33	81	147

資料：みらいアグリサービス資料より作成。

その他一般に相当。表11の①は、みらいアグリサービスの直営農業部門を示しており、二〇〇七年度の実績は五六haとなっている。この部分も作業は既存組織、担い手農家に委託する形を取っている。みらいアグリサービス(株)が直接雇用するオペレーターはいない状況である。つまり、このJA出資型法人は、品目横断的経営所得安定対策の受け皿法人であり、個別農家のリスクを農協が肩代わりすることを目的としているのである。この点に、JA伊達みらいの事業方針がみとれ

(2) 農業労働力調整事業

さらに、農業生産法人みらいアグリサービス(株)では、農家の労力確保に向けた雇用斡旋を行う職業紹介事業を実施している。これは、職業安定法に基づき、二〇〇七年三月から募集を始め、労働力を必要とする求人者、農作業に就労を希望する求職者の双方を確保する事業である。果樹や野菜、水稲などの作業全般やあんぱ柿加工、そのほか各種農作業などで、雇用の斡旋を進めていく方針である。今後は、季節ごとの作業を組み合わせ、年間雇用も目指していく考えである。

おわりに

農協事業利用は単なる経済合理性ということだけではなく、農協運営への参画及び意思反映を通して組合員が自分が所属する農協を自分のものと捉えているかどうかということが大きな要因となっているということが示されている。つまり、参画意識の向上こそが事業利用に結びつくという認識である。

ここでは、福島県下の農協における組合員意向を、組織参加と事業利用の関係に注目してみたい(福島県中央会『組合員意向調査』二〇〇六年、福島県下五農協(地域毎)で、一農協

当たり四〇〇人、合計二、〇〇〇人を対象に実施しており、回収八九一件、回収率四四・五%であった)。

組合員年齢別では、高齢層と中核層・若年層では農協の組織参加状況、利用状況が異なっている。その理由は、農業への関わり度合い(正・准組合員、専兼別、経営規模)が大きいものと思われる。また、事業利用面では中核層・若年層の農協離れ傾向がみられる。総じて、農協組織への参加が少ないと農協事業を「利用していない」の割合が高い。組織活動への参加は単協間で格差があり、各事業の利用率との関係が指摘できる。このなかで最も良好な数値を示しているのが伊達みらい農協であった。

また、福島県における農協組合員意向では、農協の事業体としてのサービス機能の向上を要望する一方、地域に対する貢献としては、地域営農振興としての産地形成機能、農地合理化・保有管理機能、農業生産保管機能といった地域営農システムの核となる機能を望んでいた。また、高齢化・福祉対策、少子化・子育て支援など、本来行政が果たすべき役割に関しても、農協の事業参画を望んでいた。つまり、農協の対策としては、複線的な組織化対策と事業戦略が必要となる。多様化・異質化する組合員のニーズを掌握することが、農協運営の基礎となるという認識のもと、既存の組織の再編、小グループ化、あるいは、

組織化されていない活動や取り組みを新たに農協の下部組織として結合していこうとする取り組みが必要となる。これまでの硬直的な農協組織の範囲から飛び出している活動、例えば産直事業や有機農業などの取り組みを、連携、組織化していくことで、農協への結集力を確保することは重要な課題である。ただし、集落組織が農協運営における基礎組織（意思反映機会、情報伝達のルート、役員選出などの単位）であることには変わりはない。それに加え、目的・関心別組織（生産部会・資産管理部会など）や年代別・世代別組織、属性別組織（青（壮）年部、女性組織）などを、重層的な組織として位置づける必要がある。また、このような対応は、地域性を有しており、対応が必要な地域の農協、例えば混住化の進展や農家の階層分化により、十分な機能発揮が困難な地域では、より重要性を帯びる課題である。

准組合員組織や後継者組織、団塊の世代組織などを、新たにあるいは既存組織の内部に組成することにより、多様な組合員ニーズ把握のルートを整備し、意思決定機構への参画を促進することが可能となる。

これは、現在の農協組織運営方式では、多様な組合員ニーズを把握することが困難であることに起因しており、組織的な農協離れが現実に行われていることに対する極めて深刻な憂慮の

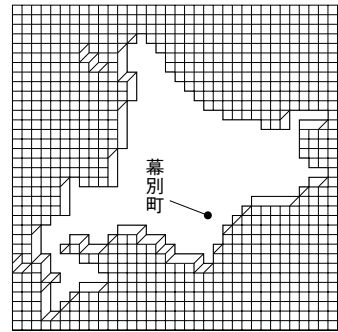
もとの対策である。

【参考・引用文献】

- [1] 北海道地域農業研究所『農協意向調査報告書』二〇〇三年五月。
- [2] 北海道地域農業研究所『農協組合員意向調査報告書』二〇〇三年五月。
- [3] 小林国之「農協経営の現状と課題」『農協改革への提言―北海道の内なる改革を目指して―（21世紀北海道の農協事業運営体制の再構築に関する調査研究）』北海道地域農業研究所、二〇〇五年三月、pp.55―74。
- [4] 小林国之「農協合併のあり方と連合会機能」『ニューカントリー』第五一卷第八号、北海道協同組合通信社、二〇〇四年八月、pp.24―27。
- [5] 小山良太「組合員参加と意思決定」『ニューカントリー』第五一卷第八号、北海道協同組合通信社、二〇〇四年八月、pp.20―23。
- [6] 小山良太・糸山健介・林芙俊『北海道農協における准組合員対策と実践課題』北海道地域農業研究所、二〇〇五年三月、八八頁。
- [7] 増田佳昭「提言答申を「鏡」に総合農協像の実践的提示を―総合規制改革会議答申を読む―」日本農業協同組合新聞、二〇〇四年一月十三日。
- [8] 増田佳昭「JA改革にみる二十一世紀初頭の系統農協の生き残り戦略」『農業・農協問題研究』二四号、二〇〇一年。

- [9] 近藤康男『協同組合原論』高陽書院、一九九七年。
- [10] 三輪昌男『協同組合の基礎理論』時潮社、一九六九年。
- [11] SvenAkeBook, Co-operativeValuesinaChangeWorld: ReporttotheI
CACongress,CA,1992
- [12] J. DeFournyandJ. L. MonzonCampos (eds), TheThirdSector: Co-
operative,MutualandNonprofitOrganization,1995
- [13] 太田原高昭「グローバル化と国際協同組合運動の課題」三国英実
編『地域づくりと農協改革』農文協、二〇〇〇年。
- [14] 太田原高昭「日本型農協は自立できるかーあり方研報告と農協大
会議案の歴史的検証ー」『農林金融』農林中央金庫、二〇〇三年、
pp.498ー508。
- [15] 坂下明彦他「北海道における農協事業方式の地域性と経済事業収
益化の課題」『地域農業研究叢書No.36』北海道地域農業研究所、二
〇〇二年三月。
- [16] 坂下明彦「地域農業の課題と農協戦略」『ニューカントリー』第五
一卷第八号、北海道協同組合通信社、二〇〇四年八月、pp.16ー19。
- [17] 田代洋一『農協「改革」の構図』筑摩書房、二〇〇三年。
- [18] 田代洋一『農協はいらないのか』農業・農協問題研究所、二〇〇
五年十月。
- [19] 田代洋一『この国のかたちと農業』筑波書房、二〇〇七年十一月。
- [20] 田中久義『市場主義時代を切り拓く総合農協の経営戦略』家の光
協会、二〇〇七年十一月。
- [21] 宇佐美繁「新基本法農政と農業協同組合」今野聡・野見山敏雄編
著『これからの農協産直ーその「一国二制度」的展開ー』家の光
協会、二〇〇〇年。
- [22] JA福島中央会『JAの少子・高齢化に関する実態調査結果』二
〇〇五年十一月。
- [23] JAグループ福島少子高齢化プロジェクト『JA利用者意向調査
結果報告書』二〇〇六年七月。
- [24] JA福島中央会・農協グループ福島少子高齢化プロジェクト『人
口減少社会の中でのJA組織・事業・財務の拡充・拡大対策』二
〇〇六年七月。
- [25] 農協グループ福島『第三八回JA福島大会議案組織協議案』二〇
〇六年八月。
- [26] 全国農業協同組合中央会「食と農を結ぶ活力あるJAづくりー
「農」と「共生」の世紀を実現するためにー」『第二四回JA全国
大会組織協議案』二〇〇六年六月。
- [27] 農業・農協問題研究所『第24回全国農協大会議案の分析』二〇〇
六年八月。
- [28] 生源寺眞一・農業共済研究所編『これからの農協ー発展のための
複眼的アプローチ』農林統計協会、二〇〇七年。
- [29] 増田佳昭『規制改革時代のJA戦略ー農協批判を越えて』家の光
協会、二〇〇六年。
- [30] 谷口信和・李命美『JA（農協）出資農業生産法人ー担い手問題へ
の新たな挑戦』農文協、二〇〇六年。
- [31] 神門義久『日本の食と農ー危機の本質』NTT出版、二〇〇六年。

連載



あのマチ・地域おこし活躍中
このムラ

No.53

幕別町

幕別町農業の概要

幕別町は十勝の中央部に位置し、帯広市に隣接している。平成二十年十月末現在人口は二七、二七〇人、世帯数は一一、一九七である。平成十八年二月旧幕別町と忠類村が合併、新生幕別町がスタートして三年目となる。幕別町はパークゴルフ発祥の地、忠類地区はナウマン象化石骨で

知られている。

幕別町の耕地面積は二二、六〇〇ha。農業産出額は二一九億円。道内では第五位である。耕種一四六億円、畜産七三億円。耕種のうち野菜は四五億円で、野菜の占める割合は三二%、十勝平均では一七%であるので、幕別町における野菜のウエイトの大きいことがわかる。野菜産出額は道内第五位である。主な品目は、ナガイモ四五〇ha（道

内二位）、ニンジン三三六ha（三位）、レタス九五ha（二位）、キャベツ六八ha（五位）、ハクサイ六二ha（四位）など。農家戸数は六五一戸。農業就業人口一、九三九人。一戸あたり経営面積平均三四・八ha、一戸あたり生産農業所得は一、三二〇万円と高い。（十勝平均は一、二一〇万円）

幕別町としては、各農家は現在の厳しい経営環境の中で精一杯の努力をしているが、その中でもさらに安全安心な農産物生産を進めていくことが基本である、と担当者は語った。

幕別町農業振興公社における担い手育成取り組み

財団法人幕別町農業振興公社は平成十四年に幕別町、JA幕



幕別町農業振興公社・幕別町農業担い手支援センター

別町、JA札内、JA帯広大正
が出資して設立された。その後
町村合併にともなって、平成十
九年にJA忠類が加入した。

振興公社では、担い手確保・
育成事業、情報システム事業
（農地図、農業気象）、農地流
動化対策事業の三部門を担って
いる。常勤職員は六名。振興公
社の事務所・施設は旧幕別町区
域のほぼ中心の位置にあり、研
修者用の宿泊施設も完備してい
る。担い手確保・育成事業の内
容は、まぐべつ農村アカデミー
研修事業、グリーンパートナー
対策事業（花嫁対策）、農業者
研修事業（パソコンによる経営
管理講座など）となっている。

「短期農業体験コース」農業
体験したい人が対象。数週間、
一カ年以内。

「フロンティア研修コース」
新規参入を目指す人が対象。三
年間。農家での実践研修、農業
全般の知識習得を図る。

「ニューファーマー研修コー
ス」対象は新規卒卒の後継者、
Uターン者、後継者の配偶者。
二年間。座学研修、先進地視察
等を行う。JAを通じて積極的
に声かけし、該当者のほとんど
が入校・修了している。JAの
範囲を越えた人的交流の促進も
ねらいの一つである。

◆まぐべつ農村

アカデミー研修

まぐべつ農村アカデミー研修
は平成七年に開設され現在に
至っており、四つのコースがあ
る。

「リーダー研修」三〇歳～四
〇歳程度の中堅後継者を対象。
二年間。座学研修を行う。

座学研修は各コース共通で年
間三〇回ほど開催されている。

振興公社としては、短期研修、

フロンティア研修に多くの人が入校して欲しいと思う一方で、旧幕別町区域では離農があっても、周辺の農家の規模拡大志向が強く、新規参入の余地が少なく、なかなか希望に添えないというのが、悩ましい課題である。

J A 忠類における 特産ゆりね生産

忠類地区では、戦後まもなくは豆作（小豆）偏重の畑作が主体であった。しかし、海が近いことによる濃霧の影響と、度重なる冷害により、豆類生産が不安定であったことから、昭和三〇年頃から酪農への転換が始まり、現在では産出額で畜産八五%、耕種一五%となっている。昭和三六年に当時の忠類農業改良普及所長であった山田勇氏が、収益性が高く、忠類の土質・気

候に適した耕種作物としてゆりねを提案、昭和四〇年に三一戸の構成員をもって百合根耕作組合が創立され、現在に至っている。現在、ゆりねの耕作者三五戸、作付面積一三 ha、販売額一億円である。J A としては概ね道内五位の販売額であるが、平成十九年はよい、ふらのに次いで第三位となった。

◆忠類ゆりね絶妙の選択

ゆりねのメリットは一〇 a あたり粗収益が一七〇万円から二〇〇万円と高収益であること、特別な機械が不要であることがあげられる。また、ゆりねは半陽性作物で冷涼を好むことから濃霧多発地帯である忠類には好適である。忠類のゆりね栽培農家のほとんどは国道二三六号線から海側の地区に集中しており、この地区は湿性畑が多く、乾燥

を嫌うゆりねに適している。かつ、この地区は二〇〜三〇 ha 規模の畑作経営が多く、収益確保という面でもゆりねが重要となっている。植え付け時と収穫時に労力を要するものの二〇〜三〇 ha 規模のなかでのゆりね・五 ha なら家族で間に合う。忠類では、経営規模、労働力、気候、土壌とゆりねの特性が実に絶妙の組み合わせとなって、定着している。

◆正月向け食材から 通年販売へ

ゆりねの消費は八割が関西であるが、J A 忠類は関西のほか関東、中京、東北の市場を開拓してきた。出荷にあたっては、悪い物は絶対出さない努力を続けてきた結果、市場からは、「忠類のゆりねは、箱を開けなくても品質がそろっているとい

う安心感がある」と言われるようになった。

ゆりねは正月向けの食材として十二月が出荷のピークであるが、この時期は出荷が集中するために案外価格は安い。十年くらい前に、ホクレンから、早出しにより、ゆりねの消費拡大を図ろうという提案があり、J A 忠類はいち早く賛同、対応した。現在、忠類では八月から早出しを始め、一〇月が出荷のピークで、十一月末には九割の出荷を終わる。

かきゆりの通年出荷とりくみ



J A 忠類の特産ゆりねの「かきゆり」

もJA忠類が最初であろう。かきゆりは、ゆりねのりん片を一枚ずつはがしてパック詰めしたもの。昭和五三年にかきゆり真空包装施設が導入され、現在かきゆりでは全国のシェア三〇％を占めている。

JA幕別町における 野菜振興

JA幕別町の野菜生産額は、平成六年までは一五億円前後で推移してきたが、平成七年は一気に二〇億円台に急伸し、以後増加を続け平成十一年には三〇億円を突破、以後三〇億円台を維持している。

◇平成六年に 野菜集出荷施設導入

平成五年十二月ガット・ウル



J A 幕別町農産物集出荷貯蔵選別施設



J A 幕別町農産部野菜集出荷施設

グアイラウンド農業合意を背景に、農協として、野菜生産力をあげてゆくべきとの方針決定、野菜集出荷施設導入に一八億円

の投資を決定した。巨額の投資をとまなう事業であるので、失敗は許されないことから、平成四年の準備段階では農協青年部、女性部、野菜部

の投資を決定した。

会、理事会、役員、幹部職員はもとより、二〇代・三〇代の若手職員も含めて職員全員、すなわち、野菜事業に携わる人一〇

の投資を決定した。巨額の投資をとまなう事業であるので、失敗は許されないことから、平成四年の準備段階では農協青年部、女性部、野菜部

の取得により、大阪、東京、広島まで販路を拡大することができた。現在では沖縄にも出荷している。沖縄まで送るには一週

間、石垣島なら九日かかる。平成十年に輸送テストを始めたころは、無理だと言われたが、いまでは年間三億円を出荷するまでになった。

◇販売力の基本は信頼関係

JAでは、野菜振興には、①施設整備に加えて、②労働力確保対策、③ワンランクアップの指導、④販売力対策の四要素が必要と考えている。労働力確保対策としては、野菜育苗センター導入、人材派遣会社を利用した労働力斡旋事業を行っている。指導力については、技術指導担当を配置するとともに、販売担当者にも技術指導力の習得を課している。

販売にあたっては、市場から、どの量販店が買い取ったのか、量販店のどこの店舗で売られるのか、そこまで追跡して実需先

とコンタクトをとる努力が大事である。実需先からの評価・指摘・要望を受け止めるとともに、JAからは、作況、トレーサビリティ情報なども提供できる。量、品質一定の物を納めるのは基本だが、実は一年を通してみると、一定の物がとれる時期は半分しかない。品質の不十分の時期は、隠さずに事前に伝える。相手に対する配慮が信頼関係を深めることにつながる。また、JA幕別町は野菜を十数品目もっており、多品目とロットの両方を具備しているのが特徴である。バイヤーとしては、一つのJAで多品目の品物を調達できる、ということは大いにメリットがある。多品目保持はJA幕別町の野菜戦略の要である。

◇全道一位のレタス生産

今回お話しをお聞きした大串

氏（農産部長補佐）は、平成七年ころから、農家に何か張り合いになるような目標を持つて貰いたいと思っていた。平成二年、レタス部会の会議で「全道一位達成を目標にしてみませんか」ともちかけたところ、やってみようかということになった。「全道一位になったらレタスの本場アメリカ西海岸に行こう」を合い言葉に、レタス面積拡大に頑張り、ついに平成十六年念願のレタス全道一位を実現した。この夢が実現したことは、農家にとって大いに自信になったようだ。以後レタスは全道一位をキープしている。

◇今後の課題：

バイヤーと生産者の交流

野菜価格は安定してきたが、今以上に安定した価格で買ってもらうためには、エンドユー

ザー、ベンダーに、農産物の生産現場に対する理解を深めてもらわないと価格も変わらない。バイヤーの農家ホームステイ研修、ユウザーと生産者の意見交換会を設けるなど、生産者の顔を思い浮かべながら売ってもらえるような努力をしている。一方、JA幕別町の中長期経営計画（平成十七年～二十一年）では、六ページを割いてJA幕別町産農産物に対するユウザーの評価、要望が掲載されており、生産者に対する意識喚起も怠らない。畑作の本場十勝にあってJA幕別町の創意に富んだ行き方は、衆目の関心を集めている。

(社)北海道地域農業研究所

専任研究員 須田 泰行



研究会・研修会等への

報告者・講師の派遣

(平成二十年十月～十二月)

○JICA平成20年度集団研修

「地域開発計画管理(B)」

主催 JICA北海道国際セ

ンター(札幌)

とき 平成20年10月7日

テーマ 農協の仕組みと制度

講義 井上 誠司

(当研究所・主任研究員)

○「JAカレッジ学生科授業」

主催 (財)北海道農業協同組

合学校

とき 平成20年10月10・24日

テーマ 日本農政論

講義 中出 孝一

(当研究所・常務理事)

○「コープさっぽろ理事研修会」

主催 生活協同組合コープ

さっぽろ

とき 平成20年10月11日

テーマ 北海道農業の発展と消

費者の役割

講演 太田原高昭

(当研究所・所長)

○「経営士会公開学習会」

主催 日本経営士会北海道支

部

とき 平成20年10月27日

テーマ 北海道の農業について

講演 太田原高昭

(当研究所・所長)

○「帯広市酪農振興会・八千代牧

場職員合同研修」

主催 帯広市

とき 平成20年11月4日

テーマ 近年の情勢変化と北海

道酪農の進路

話題提供 黒澤不二男

(当研究所・常務理事)

○「平成20年度網走支庁管内職員

協議会研修会」

主催 網走支庁管内普及職員

協議会

とき 平成20年11月10日

テーマ 地域農業振興に果たす

農業改良普及センター

の役割

講演 黒澤不二男

(当研究所・常務理事)

○「JAカレッジ学生科授業」

主催 (財)北海道農業協同組

合学校

とき 平成20年11月11・20日

テーマ 日本農政論

講義 中出 孝一

(当研究所・常務理事)

○「公共財論特別講義」

主催 北海道商科大学

とき 平成20年11月12日

テーマ 近年の金融動向

講義 中山 忠彦

(当研究所・研究部次長)

○「北海道消費者の集い」

主催 北海道消費者協会

とき 平成20年11月15日

テーマ 食の安全・安心のために

講演 太田原高昭

(当研究所・所長)

○「韓国江原大学校農業生命科学

研究院創設記念シンポジウム」

主催 韓国江原大学校農業生

命科学研究院

とき 平成20年11月20日

テーマ 日本における農業・食

品産業の現況と課題

講演 黒河 功

(当研究所・特別参与)

○「開発研究所公開講座」

主 催 北海学園大学・訓子府町
 とき 平成20年11月26日
 テーマ スローフード運動と農林漁業政策
 講演 太田原高昭
 (当研究所・所長)

○「サービス経済論」

主 催 札幌大学経済学部
 とき 平成20年12月2日
 テーマ 近年の農業金融
 講 義 中山 忠彦
 (当研究所・研究部次長)

○「平成20年度北海道家の光事業推進協議会」

主 催 北海道農業協同組合中央会
 とき 平成20年12月3日
 テーマ 協同活動における教育文化運動と家の光事業
 講演 太田原高昭
 (当研究所・所長)

○「J Aカレッジ学生科授業」

主 催 (財)北海道農業協同組合学校
 とき 平成20年12月3・5日
 テーマ 日本農政論
 講 義 中出 孝一
 (当研究所・常務理事)

○「平成20年度認定農業者経営管理研修会」

主 催 栗山町経営改善支援協議会
 とき 平成20年12月10日
 テーマ 地域特産物の開発と販売戦略
 講演 黒澤不二男
 (当研究所・常務理事)

○「平成20年度石狩支庁担い手育成セミナー」

主 催 石狩経営改善支援協議会
 とき 平成20年12月11日
 テーマ いま農業経営者に求められているもの

講演 黒澤不二男

(当研究所・常務理事)

○「コープさっぽろ組合員活動委員会」

主 催 生活協同組合コープさっぽろ

とき 平成20年12月11日

テーマ 新しい消費者運動と生協の役割

講演 太田原高昭

(当研究所・所長)

○「空知管内農業協同組合専務会議」

主 催 空知管内農業協同組合専務協議会

とき 平成20年12月12日

テーマ J Aにおける組合長と専務の役割

講演 中出 孝一

(当研究所・常務理事)

○「北海道ブロック食品表示フォーラム」

主 催 日本J A S協会・北海道農政事務所

とき 平成20年12月12日

テーマ 北海道における地産地消と食品表示

コーディネーター 黒澤不二男
 (当研究所・常務理事)

○「士別市中山間第1地区研修会」

主 催 士別市「中山間士別第1地区」受益者協議会

とき 平成20年12月16日

テーマ 金融危機と地域農業話題提供

黒澤不二男
 (当研究所・常務理事)

○「平成20年度日高管内軽種馬女性フォーラム」

主 催 日高支庁

とき 平成20年12月19日

テーマ これからの農業で求められる女性の姿

講演 黒澤不二男
 (当研究所・常務理事)

平成20年度 農業総合研修会開催のお知らせ

講演テーマ 「わが農協運動を振り返ってー北海道農業への提言ー」

講師：新篠津村農業協同組合

代表理事組合長 宮 田 勇 氏

開催日時 平成21年2月10日（火） 15：00～16：45

開催場所 共済サロン「弥生の間」
札幌市中央区北4条西1丁目 共済ビル8階

問い合わせ TEL 011-281-2566
FAX 011-281-2707
E-mail sasaki@chiikinouken.or.jp 担当：佐々木



DATA FILE

関連事項／DATA

茨城大学
〒300-0393
茨城県稲敷郡阿見町中央3-21-1
☎ 029 (888) 8507 (代)

(有)ファーム花茶
〒066-0004
千歳市泉郷479番地
☎ 0123 (29) 2888
FAX 0123 (29) 2888

福島大学
〒960-1296
福島市金谷川1番地
☎ 024 (548) 8006 (代)
FAX 024 (548) 3180

幕別町
〒089-0692
中川郡幕別町本町130番地
☎ 0155 (54) 2111 (代)
FAX 0155 (54) 3727

幕別町農業協同組合
〒089-0693
中川郡幕別町本町45番地
☎ 0155 (54) 4111 (代)
FAX 0155 (54) 5394

忠類農業協同組合
〒089-1703
中川郡幕別町忠類栄町259
☎ 01558 (8) 2311 (代)
FAX 01558 (8) 2317

(社)北海道地域農業研究所
〒060-0004
札幌市中央区北4条西7丁目1番地
☎ 011 (281) 2566
FAX 011 (281) 2707
HP: <http://www.chiikinouken.or.jp>

編集後記

昨年は、リーマンショックに端を発したアメリカの金融不安が世界中に拡がり未曾有の経済危機に陥りました。日本も株の大幅な下落、急激な円高により自動車及び関連産業を中心とした輸出産業の業績が急激に悪化、年末を控え期間労働者・派遣社員の解雇など深刻な雇用不安が拡大、年金・医療問題など国民生活にとって先行き不安の増大する一年でした。

政治に目を転じると麻生内閣も発足して三ヵ月あまりで支持率が二〇%台に低迷、政治も迷走状態に陥っています。

一月に開会する通常国会で第二次補正予算・二〇〇九年度予算の審議が始まりますが、与野党問わず国民の目線に立った審議により、どれだけ不安を解消出来るか注目したいとおもいます。

ファームインを経営し、指導農業士として活躍されている小栗さんのエッセイ「花茶のチャレンジ」も最終回を迎えました、一年間の連載に感謝を申し上げます。

(佐々木正幸)

エーコープ
くみあい 高度化成肥料

くみあい 粒状配合(BB)肥料



稔りある大地とともに

ホクレン肥料株式会社

代表取締役社長 藤田 久雄

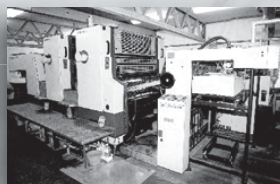
札幌市中央区北4条西1丁目1番地（北農ビル18F）

TEL 代表 (011)222-2444
FAX (011)232-3597



FUJI PRINT Co.,Ltd.

当社はお客様の夢を実現するために、
創造力と技術力を常に前進させています。
お客様の夢を当社にお聞かせ下さい。
少しでも夢が現実のものになっていくように
我々は努力します。



デザインから印刷・製本まで
一貫した社内体制で、
それぞれのニーズにお応えします

富士プリントはさまざまな印刷に対応

営業品目

- 定期刊行物 ● 商業印刷物
- 頁物印刷物 ● 記録印刷物
- フォーム印刷物 ● 情報処理加工

附帯サービス

煩わしい印刷物の梱包・発送作業を当社がお客様に代わって致します。

- 封筒入れ ● タックシール貼り
- 仕分作業
- 宅配便・郵便局・コンテナ手配 等

当社は2001年9月3日付で品質マネジメントシステムの国際規格である
ISO9001/2000年版の認証を取得しました



富士プリント株式会社

〒064-0916

札幌市中央区南16条西9丁目

TEL.011-531-4711

FAX.011-530-2549

URL <http://www.fujiprint.co.jp/>

安心・安全な粗飼料を自給しましょう。

草地更新支援工事

(公社Newリフレッシュ)

草地更新をお手伝いします

2ヶ年分割施工もOK

資材は農家の皆さんで用意

散布する種子や肥料・土壌改良材・作業内容もあなたが選択できます。



財団法人
北海道農業開発公社

〒060-0005

札幌市中央区北5条西6丁目1番23号

TEL : 011-241-7554

FAX : 011-271-3776

ホームページ <http://www.adhokkaido.or.jp>

お問合せは最寄の開発公社へ

道央支所	TEL: 0126-23-2178	道南支所	TEL: 0138-44-5600	日胆支所	TEL: 0144-32-8171
十勝支所	TEL: 0155-24-0254	釧路支所	TEL: 0154-22-1538	根室支所	TEL: 0153-72-3296
北見支所	TEL: 0157-25-2826	上川支所	TEL: 0166-25-2613	道北支所	TEL: 0162-33-3321
十勝育成牧場	TEL: 01558-7-5121				